

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (2) (2 7 . 1 定)			
日 時	平成 2 7 年 3 月 5 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 0 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	山田委員長、北野副委員長、千葉・安齋・高橋・酒井・濱本・齋藤(博)・新谷各委員		
説 明 員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局小樽市立病院事務各部長、産業港湾部参事、保健所長、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言御挨拶申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任させていただきました山田でございます。もとより微力ではございますが、副委員長ともども公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位をはじめ、市長、理事者の皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

なお、副委員長には北野委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、安斎委員、新谷委員を御指名いたします。

昨日開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配付のとおり審査日程が決定いたしましたことを御報告申し上げます。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○新谷委員

◎介護予防サポーター養成事業について

介護予防サポーター養成事業についてです。

平成27年度予算に介護予防サポーター養成事業費141万5,000円が計上されております。この内容を説明してください。

○（医療保険）介護保険課長

平成27年度予算にあります介護予防サポーター養成事業費141万5,000円の内容でございますが、このうち41万5,000円が介護予防サポーターを養成する事業費となっておりまして、残りの100万円は、養成された介護予防サポーターが、新たな地域版介護予防教室を立ち上げた場合、地域包括支援センターが1年間活動を支援することになりますので、その委託料ということになります。

○新谷委員

現在、介護予防サポーターは何人いて、地域版介護予防教室は何教室でどのように開かれていて、参加人数はどれぐらいいますか。

また、その効果はいかがでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

介護予防サポーター養成講座につきましては、平成23年度から実施しておりまして、25年度末までに151人のサポーターを養成してまいりました。

地域版介護予防教室の数は、26年度開催の教室数でいきますと12教室が開催されております。この12教室の参加人数ですけれども、26年度当初でいきますと、295人が参加されております。

この地域版介護予防教室の効果ということでございますけれども、介護予防サポーター養成講座で養成された介護予防サポーターの皆さん、ボランティアになりますが、ボランティアの皆さんが運営する立場になって教室を運営されているわけでもありますけれども、このサポーターの皆さんも高齢者が主な方々になっておりますので、教室を運営する側、指導する側、それと参加する側、両方の介護予防につながっているように感じます。それと、高齢者の社会参加の促進につながっていると考えております。

○新谷委員

地域版介護予防教室を開いている介護予防サポーターの方のお話を聞きますと、教室の会場費が年間7万円もかかっているが、参加者から高い会費はいただけないので自分たちが負担している。そのほかにも教室に行くまでに交通費もかかり、負担が結構多いのですが、介護予防サポーターの負担がないように会場費などもっと助成してほしいという声があるのですが、その点についてはいかがですか。

○（医療保険）介護保険課長

地域版介護予防教室の開催場所についてはそれぞれまちまちで会場費がかかる場所、かからない場所があります。交通費についてもかかるかからないがあると思います。この地域版介護予防教室については、もともと介護予防サポーターによります自主運営を目指したものでありまして、自主運営開始後、3年間に限り年間5万円の助成を行うということにしてきておりました。

ただ、やはり今後は介護予防がさらに重要になると考えております。今回の制度改革の中でも位置づけられました新たな総合事業、こういった中で一般介護予防事業、こういった事業の一つとして位置づけまして実施形態どのようにやっていくか、市の事業に位置づけるですとか、そういったことを今後検討していきたいと考えております。

○新谷委員

そうしますと、この介護予防サポーターの方が心配しておりました、あと2年でやめるのだと、少し誤解しているかもしれませんが、このような心配はなく制度改革により今後も続けていくと、そう解釈してよろしいですか。

○（医療保険）介護保険課長

この地域版介護予防教室につきましては、できれば拡大していきたいと考えております。どのぐらいの数が年間できるかということは、まだはっきりと申し上げることはできませんけれども、充実させていきたいとは考えております。介護予防サポーターの皆さんにできるだけ費用等がかからない方向で考えていければというふうには考えております。

○新谷委員

その答弁を聞いて大変よかったです。介護予防サポーターの方々も心配なく教室を開いて、私も少しですが運動を教えていただきましたけれども、大変いいものだったということがわかりましたので、今、御答弁がありましたので、ぜひ拡充の方向でよろしくお願いします。

◎小規模保育事業について

次に、資料を出していただきました小規模保育事業について伺います。

一般質問の続きですけれども、一般質問では説明会を開くあるいは認可外保育施設に職員が出向いて説明をするという他市の小規模保育事業に対する取組状況を紹介しましたが、これは当たり前のことだと思います。小樽市は昨年11月に認可外保育施設かもめ保育園から説明会開催の要望がありましたが、開催しませんでした。これからそういう保育の需要がないということで開かなかったということですが、いずれにしても、説明会の開催を求められた場合は、小樽市には開く責務があるのではないのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

市の責務ということでございますけれども、今回開催しなかったのは新たな保育施設の参入を想定しなかったためでございますが、説明会の開催については、自治体において、それぞれの事情によって判断されるものという認識でおります。

○新谷委員

それぞれの事情があるというのはわかりますけれども、求められたら開くというのは当たり前のことだと思います。

2月1日現在の保育所入所状況と待機児童の資料を出していただきました。これを見ますと、本会議でも言いましたけれども、ゼロ歳から2歳児までの待機児童数は合計51人、これは認可保育所での数です。ここには一般の認可外保育施設などの数は載せておりませんが、認可外保育施設がなければ、そのゼロ歳から2歳児までは待機児童となってしまうわけです。それを認可外保育施設が市の認可保育所の補完をしているということだと思うのです。

そこでお聞きしますけれども、ゼロ歳から2歳児までの待機児童の合計、それと認可保育所のほとんどが定員以上に多く受け入れている状況、多く受け入れるというのは認められていることではありますけれども、面積など満たしているかどうかはわかりませんが、正常な形ではないと思うのです。これだけの要望があるということです。子育て支援の立場からしても、もっと待機児童を増やさないようにしていかなければならないのではないのでしょうか、これについてはどうお考えですか。

○（福祉）子育て支援課長

資料として本年2月1日現在の入所状況及び入所待ちの状況について提出させていただきました。そういった中で入所待ちの人数が54名になっております。この中で主な生じた理由でございますけれども、施設のスペース的な要因が一部ございますけれども、大半は昨年度から保育士の確保が困難になってきているといった事情がございまして入所待ちが生じているということでございます。これに対して、民間保育所においても雇用の確保に努めておりますし、それからまた私ども公立の保育所におきましても、従来はフルタイムの臨時保育士の採用を基本としておりましたが、これに加えて4時間ほどの嘱託員による保育士の確保を開始しており、一定の雇用につながっている面もございますので、引き続きこうした雇用の確保に入所待ちの児童の解消に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○新谷委員

それはそうですね、ゼロ歳児から保育所に預けて働きたいという保護者の方が多いことがこの資料からわかりますよね。子供を預けて安心して働くための保育の事業でなければならぬと思いますが、低年齢児を受け入れる保育施設は、これで十分だと言えるのですか。

○（福祉）子育て支援課長

特に全体的に申し上げますと、ゼロ歳から2歳までの低年齢児と言われる方々の入所需要というのは根強く出てきているという印象は持っております。低年齢児の部分で見ますと、大体700人の前半、そういった数字で推移をしてきておまして、年度による相違はあると思っておりますが、引き続き、こうした内容や動向などを分析しながら、場合によっては定員増ですとか必要な手だては考えていきたいというふうに思っております。

○新谷委員

必要に応じて増やしていきたいという点では、今回国から示された小規模保育が有効だと思うのです。その点ではかもめ保育園がその認可を受けたいと希望しているわけです。本会議でも言いましたけれども、ここに入園させたいと、それと自然豊かな土地で子育てをしたいということで、小樽市に転入してきた世帯が、昨年わかっているだけでも9世帯を超えております。人口増に大きな役割を果たしてもいるわけです。小樽市にとってはありがたい存在ではないのでしょうか、この点はいかがですか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

現在、人口対策会議等の中では、雇用の場の創出ですとか子育て支援、それから生活環境の整備といったところをポイントとして今後検討していくという形で考えてございますので、そういった子育て支援も一つのポイントというふうには考えてございます。

○新谷委員

子育て支援、まさしくそうだと思います。小樽市の本音は、財政負担が出ますから財政のことを心配しているのではないかと。これについては1月15日付けの厚生労働省からの通知がありますが、これにはどのように書かれて

いますか。

○（福祉）子育て支援課長

1月15日の内閣府、文部科学省、厚生労働省連名の各都道府県・指定都市・中核市宛ての事務連絡文書の内容でございます。1月14日、政府予算案が閣議決定をされたということで、約5,100億円程度を子供・子育て支援の充実に活用することを予定している。

それから、地方負担分に必要となる財源については、総務省において適切に地方財政措置を講じる方針であることを確認している。各都道府県市町村においては、こうした国の予算措置の考え方を踏まえて量の拡充や質の改善に必要な予算を確保し、新制度に基づく量と質の充実に努めていただきたい。おおむねそのような内容でございます。

○新谷委員

今、聞いたとおり地方負担は財源措置をするからという通知が来ております。ですから、子育て支援の立場からすると、やはり近いところに保育所があるのがいいことですし、また入園させたいという希望も多いことですから、こういうことで小規模保育施設として認可していくと、そういう方向に向かうのが小樽市の子育て支援になっていくのではないですか。

○（福祉）子育て支援課長

認可の関係につきましては、原則的に保育に関する需要と供給面で考えていくというのが国の基本的な考え方になっております。本市においても、子供・子育ての事業計画を一定まとめさせていただいておりますけれども、やはり少子化の傾向が引き続いておりますので、そういった中では、なかなか直ちに認可していくというのは難しさがあるというふうに考えているところでございます。

○新谷委員

少子化の傾向は、事実そうかもしれませんが、だからこそ今、人口増対策として庁内挙げて取り組もうというときに、一番肝心の子育ての部分で少子化傾向にあるからもう要らないのだと言っているのであれば、話にならないではないですか。やはりそこをきちんと考えて、現に待機児童も発生しているわけです。民間で多く受け入れているにもかかわらず、このように待機児童が発生しております。ですから、少子化に拍車をかけるようなやり方はやめるべきだと思います。

それから、民主党・市民連合の斎藤博行議員の質問に対して申請は受け付けるという答弁でした。問題は認可するかどうかですけれども、北見市の子ども・子育て会議の資料を見ますと、「地域型保育事業への移行の時期は新制度施行年度である平成27年度に限られるものではなく、制度上いつでも可能であるから、毎年度、各施設に確認を行う必要がある」と書かれております。来年度予算に間に合わなくても、補正でもできますし、これからでもできると思うのですが、その点でぜひ希望に沿って、他市では希望に沿って実施しているわけですから、その点でぜひ前向きに考えていただきたいと思いますがいかがですか。

○福祉部長

このたびの小規模保育事業の件でございますけれども、そもそも今回の新制度における小規模保育事業の位置づけは、私が本会議の再質問の中で答弁をさせていただいております。そうした観点からして、まず小樽では小規模保育事業の必要性が極めて少ないというふうに考えているところです。

それから、入所待ちの状況も説明がございましたけれども、今の小樽市の入所待ちの状況のほとんどは職員、保育士の確保が難しい状況になっているということございまして、保育施設の数とか、面積が不足していて子供を受け入れることができないということではなく、ほとんどが保育士の確保という問題でございますので、その点については先ほど子育て支援課長が答弁いたしましたように雇用の仕方とかPR、募集、そうした観点で対応をしてまいりたいと考えているところでございます。

○新谷委員

定員は何のためにあるのか。定員以上に受け入れて、實際上、大変だということだと思います。ぜひ子育て支援の立場から取り組んでいただきますように重ねて要望いたしまして終わります。

○北野委員

◎石狩湾新港の港湾計画改訂について

石狩湾新港の港湾計画改訂についてお尋ねします。

最初に、港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令に照らし、本会議での北野質問への市長答弁が適切とする根拠を説明してください。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

北野議員の代表質問に対する答弁についてですが、現在示されている石狩湾新港港湾計画の改訂につきましては、港湾計画として将来の取扱貨物の推計ですとか、その貨物量が見込まれる場合の施設計画において、企業ヒアリングの実施、それから現在の取扱貨物の実績などを勘案して作成されたものであることから適切なものではないかと考えております。

○北野委員

そういうことを言うと思ったから、わざわざ省令を引用したのです。港湾計画の貨物量について、省令の第4条ではどうなっていますか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

省令の第4条につきましては、港湾の能力について規定されておりまして、内容としては周辺地域の経済的及び社会的条件を考慮して、適切なものとなるよう港湾計画の目標年次における港湾の取扱貨物量などの能力を定めるものとする記載されております。

○北野委員

私が問題だと言うのは、今主幹が引用した最後のところですよ。港湾計画の目標年次と取扱貨物量が連動しているのです。だから市長が答弁したように将来のことではないのです。10年から15年後の取扱貨物量を、主幹が言うように周辺地域の経済状況等を考えて適切に定めなさいと言っているのです。だから、港湾の将来のことを考えているから適切だという市長の答弁は違うのではないかということをやっているのです。ここでは、はるかかなたのことを言っていないよ。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

港湾計画につきましては、おおむね10年から15年後の目標年次ということで言われております。ただ、長期構想が大体20年から30年という部分の……

（「長期構想のことなんて言っていないよ」と呼ぶ者あり）

そのうちの中・長期的なものが港湾計画に反映されるということでもありますので、目指すべき将来の姿という短期的な視点で、この港湾計画について現時点においては適切ではないかということや考えております。

（「ちょっと、そんな……、聞いていることに答えてや」と呼ぶ者あり）

○北野委員

港湾計画というのは10年から15年後と言っているのです。取扱貨物量もそれに合わせてやりなさいと言っているのだから、答弁が違うでしょう。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

目標年次ということで石狩湾新港管理組合としましては企業ヒアリングですとか今の実績を踏まえて、その目標年次においてこのぐらいの貨物量が想定されるということで積み上げたものでありますので、我々としては適切な

ものだというふうには考えております。

○北野委員

都合が悪くなると石狩湾新港管理組合がやったからいいだろうと。管理組合のやり方は、私が石狩湾新港管理組合議会で指摘していますが、傍聴していたから主幹はわかるでしょう。企業ヒアリングと言っても、マイナス14メートルバースをつくったときも企業ヒアリングで、石炭が何百トンも入ると言って、5種類ぐらいの貨物の名前を挙げて、あの巨大なヤードをつくったけれども、取り扱っているのはチップだけです、あとは全然扱っていません。だから、企業ヒアリングとは何だということが問題になっているのです。それを今回また企業ヒアリングで、アブラヤシの種の絞りかすのこんな小さいやつを28万5,000トンも入れると言うけれども、根拠があるのかということが問われているのですから、そういう点で港湾計画が適切だと市長が答弁しているその前段、根拠が全く違っているから、主幹が今言ったようなことであれば、この前段の項は本会議で取り消してもらわなければならないです、違いますか。

○（総務）企画政策室長

今お話にあったように港湾計画は、目標年次が10年から15年後ということで平成40年代前半になろうかと思えますけれども、そのときにおける港湾の貨物の推計量を現状で推計できるような形で企業ヒアリングをして設定したものでございまして、それについて石狩湾新港管理組合から話を聞いて、私どもは根拠があるということで考えているところでございます。

○北野委員

私は代表質問で、そのほかのことも全部言って、最後に市長が答弁しているのです。問題は、今回の改訂計画4事業のうちの一つ、西地区のマイナス12メートル、延長240メートル、そして既定計画どおりの荷さばき地だから8万5,000平方メートルです。潮まつりをやる多目的広場の舗装している部分だけでも4,500平方メートルあるのですが、あれの20倍近い広さのものをつくるというのです。あなた方は知っているでしょうが、最初の貨物は何でしたか。西地区の港湾計画改訂事業で整備が必要だと言っていたときの貨物が二つありますが、何ですか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

今回の当初示された案につきましては、道産の輸出米と風力発電の機材の輸入ということになっています。

○北野委員

昨年11月の石狩湾新港管理組合議会第3回定例会で風力発電の機材と輸出米だと。輸出米は現在の取扱量の14倍、風力発電の機材は計画どおりだとしたら、道民が今、消費している電力、年間4万5,000キロワットと言われていますが、これに相当する分を風力発電だけで発電すると、こんなことあり得ないではないかと言ったら、あっさり撤回したのです。そして、今度アブラヤシの種の絞りかすと石灰石だと言ってきたのです。一番先に何でこんな大規模な港湾施設が新たに必要かと聞いたら、風力発電等の機材がたくさん入ってくると、輸出米は14倍になると言っていたのです。そんなことあり得ないではないかと言ったら、国と相談すると言って逃げてその場では黙っていました。国はもっと現実的に考えると助言したらいいですけども、国も国です、事前に相談して了承しておきながら、都合が悪くなれば撤回する。そういう規模の貨物を取り扱うために必要な港湾施設だったのです。それを風車もなくなり輸出米もなくなったと。そして今度出てきた貨物で、その港湾施設がなぜ必要かということが問われるのです。だから、港湾施設の整備が先にあって、貨物はそれをつくるための口実、後で全部合わせるわけです。普通、港湾計画を立てるときには、最も有力な貨物を考えるのではないですか。しかし、それがでたらめだったということで撤回して、今度出てきたものが今の貨物です。港湾施設計画に合わせて貨物量を増やしたり減らしたりするようないかげんな港湾計画はやめにすべきだというのが、私の意見ですが、今、るる述べたことについて反論してください。

○(総務)企画政策室佐藤(直)主幹

確かに当初示されたものは、輸出米、風力発電の機材でございました。これは管理組合として妥当だと考えて国の審査を受けたところであります。

しかし、国は今後の動向ですとかその辺を勘案したときに、それは将来の可能性としては考えられるけれども、今、現実として考えられるものは、石灰石の大型船舶の入港の要請があって水深が深い岸壁が必要だということ、それから、バイオマス発電の燃料が将来的に不足するというので、可能性のあるパームヤシ殻の輸入というのが国としては適切ではないかという判断が下って今回の変更になったということでもあります。

(「国が関与しているの」と呼ぶ者あり)

基本的には港湾計画の審査が国で行われているものですから、その妥当性につきましては、当然国が見ます。それから、全国の港湾の考え方を横並びで考えたときに、その辺の事情というものを十分に勘案して、その辺の貨物量が妥当ではないかという指示をしたところでございます。

○北野委員

だから、1回目の風力発電の機材や輸出米は何年間かけて数千万円かけて調査した結果だと11月の石狩湾新港管理組合議会第3回定例会のときに胸を張って言っているのです。しかし、第3回定例会で質問して、その根拠はおかしいとなったら、議会が終わってからあっさり撤回したのです。数千万円かけてこれでいくとなったものが、たった1回の議会で指摘されて崩れてしまうようないいかげんなものだったのです。それで今度は貨物は撤回しますと言ったのです。では施設計画はあきらめるのかと聞きましたら、いや、施設計画だけはつくらせてくれと言うのです。貨物もないのに何で施設計画をつくるのだと聞きましたら、慌てて出てきたのがアブラヤシの種の絞りかすと石灰石なのです。こういう経過を考えれば港湾施設先にありきで、貨物量あるいは貨物の種類なんてどうでもいいのです。だから、平成9年の港湾計画改訂のときのマイナス14メートルバースで扱う貨物の種類はチップたった一つだけです、違いますか。だから、そういう経過に照らして今回の港湾計画改訂が適切だとは間違っても言えない話ではないですか。しかも市長の答弁は、はるか将来のことを言って、省令の第4条なんか全然頭のない答弁です。だから、これは文句なく訂正してもらわなければならないということと、アブラヤシの種の絞りかすのことについては私も詳しく本会議でやっていますけれども、その後もいろいろインターネットその他マスコミ、東北で発行されている河北新報にも書いています、NHKの報道だけではないですから。だから、そういうことを考えれば、アブラヤシの種の絞りかすが28万5,000トンも入るとするのは一体どうやって計算したのですか。アブラヤシの種の絞りかすが28万5,000トン入ることになれば、なぜヤードが8万5,000平方メートル必要になるのか立証してください。貨物量を計算しているのだから、それから推しはかれば計算できるはずですよ。

○(総務)企画政策室佐藤(直)主幹

貨物量から推計します埠頭用地の面積については、港湾計画概論という本で計算式が示されておりまして、石材ですとか石灰石、それから今のパームヤシ殻の計画貨物量から実際の件数を勘案して面積等を算出しますと、ある程度の面積が必要になると。今回、8.5ヘクタールの埠頭用地が計画されておりますが、実際に計算しますとそれ以上の面積が必要になります。ただ、その面積につきましては、有効に土地を利用するという観点から、今回、計画としては8.5ヘクタール必要だということで計算しているところであります。

○北野委員

あなたは、今おかしな答弁をしましたね。アブラヤシの絞りかすだけで28万5,000トンなら8.5ヘクタールをはるかに上回り足りなくなるという話だけれども、どのような計算をしたのですか。アブラヤシの絞りかすは石狩湾新港では初めての取り扱う貨物だから、港湾計画概論に照らしてどの貨物に匹敵して計算するとなっておりますか。

○(総務)企画政策室佐藤(直)主幹

パームヤシ殻ということで再利用資材ですが、これはいろいろな部分でネット等で検索しますと単位体積重量と

いうのが出てきます。それに実際の積載の高さ等を掛けて収容可能な貨物量を算出します。先ほど話した部分は石灰石含めて言ったのですけれども、パームヤシ殻の再利用資材につきましては荷さばき地面積で大体 4 ヘクタール、それから保管するヤードですが、大体同等の 4 ヘクタール、それでいきますと少なくともパームヤシ殻だけで 8 ヘクタールぐらい必要だというような計算上の理論でございますけれども、それで計算しております。

(「パームヤシ殻は概論の中には出てこないのだよ。だから、何の貨物に置きかえて計算しているのかということを知っているのですよ。」と呼ぶ者あり)

概論で示されています貨物につきましては、特に再利用資材というものがうたわれてございません。ですので、これを引用しないで、インターネット等で出ています再利用資材の単位体積重量を使って計算したということになります。

○北野委員

今の話は、先ほど言ったように貨物量は、ヤードが 8 万 5,000 平方メートル必要な貨物量にしているのです。それが 28 万 5,000 トンなのです。だから、既定計画で言えば 8 万 5,000 平方メートルだけでも、それをつくるのに根拠がなければならぬから 28 万 5,000 トンにしただけの話です。だからそんなものが入ってくるわけないのです。平成 9 年の港湾計画改訂のときも、企業ヒアリングを行って石炭が来ると胸を張っていたので、北海道電力は苫小牧港に石炭専用のヤードを持っているのに、なぜそこを放り投げて新港に来るのだと聞いたら、北電からのヒアリングだと。ところが、9 年以降、今日まで石炭は一つも取り扱っていないのです。管理組合は最近、そのことを言わなくなり、道内で石炭を取り扱っている企業が石炭を輸入するときに新港を使ってもらうように働きかけていくようになったのです。当時の話もいかげんだということがはっきりしたのです。だから、企業ヒアリングというのはいいかげんなのです。要するに施設をつくるためにやっているだけの話ですから、だからそのようなことを前提にして、今は西地区の施設しか指摘しませんが、花畔地区の内貿 RORO 船のヤードやコンテナの外貿のヤード、東地区のリサイクルの施設など、こういうものを挙げて言っているけれども、根拠のないものばかりです。そして、そこに 447 億円もの税金を投入すると。そして、指摘したように計画の段階から管理者負担、赤字が出ると市長も答弁されているのです。起債事業で赤字は本来あってはならないのです。こういうむちゃくちゃな計画をやるために、言ってみれば港湾施設をつくるために貨物を適当に合わせていると、こんな計画を適切だと言っていたら、小樽市は何億円もの負担を出しているのです。だから、見直さなさいということを言っているのです。小樽市から出す何億円ものお金は全て市民の税金だから、そんな無謀なことをすべきでないと言っているのです。明日以降もまたやりますが、これについて副市長でも市長でも答弁してください。

○副市長

ただいまの石狩湾新港管理組合の計画に対して、どのようにやるかということなのですが、港湾計画の協議はこれからだと思いますが、この場での議論はきちんと踏まえて附帯意見をつけるなりなんなりして、管理組合には伝えていかなければならないと思っているところでございますので、管理組合から協議が来てから検討させていただきたいと思えます。

(「まだ協議が来ていないの」と呼ぶ者あり)

はい、まだ出していません。うちはもちろん同意はしていません。

(「今度の議会ではっきり態度を示してもらわないと 3 月に港湾計画審議会を開いて決めて、そして遅くとも今年 8 月の交通政策審議会で決めると言っているのだから」と呼ぶ者あり)

(「延びたの」と呼ぶ者あり)

(「私は、審議会が延びたとは聞いていないですよ。延びたのですか」と呼ぶ者あり)

(「延びたの。審議会を延ばすというような話」と呼ぶ者あり)

(「審議会は 3 月末の予定です。交通政策審議会が 7 月です」と呼ぶ者あり)

済みません。港湾計画審議会は 3 月ということなので、その意見を出すときには、ここの議論はしっかり伝えていきたいと思えます。

○（総務）企画政策室長

今、石狩湾新港管理組合からの意見照会の話が出たのですけれども、今日ぐらいに来るようなことは聞いてございます。

○北野委員

今、言った点は、小樽市の財政が非常に緩くないときに億単位で余計な支出が出てくるのです。子供の医療費の無料化を言ったら 3,800 万円くらいですが、市長は金がなくてなかなか決断できないと言っているのです。ところが石狩湾新港のためならば億単位の金が出ても幾らでもいいですと。こんな金の使い方があるのかということです。今度の市長選挙に市長は出るのだから、そんないいかげんな金の使い方をする元銀行員という烙印を押されたら、選挙にならないでしょうと言っておきます。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○酒井委員

◎銭函パークゴルフ場について

まず、銭函パークゴルフ場について確認させていただきます。利用者が年々減っていると聞いているのですが、その推移について、例えば過去 5 年間の数字などがあればお聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

利用者の推移でございますけれども、平成 22 年度が約 1 万 6,000 人、23 年度が 1 万 4,000 人、24 年度が約 1 万 3,000 人、25 年度が約 1 万 700 人、26 年度が約 1 万 900 人となっております。

○酒井委員

この利用者の内訳を聞いていきたいのですけれども、例えば市内の方と市外の方で分けた数字があれば、それも説明していただけますか。

○（教育）生涯スポーツ課長

平成 22 年度は小樽市が 1 万 4,000 人ほどで札幌市が 2,000 人ほど、札幌市含めて市外の合計で 2,100 人ほどになっております。23 年度は小樽市が 1 万 2,600 人ほど、札幌市が 1,600 人ほど、札幌市を含む市外が 1,700 人ほど。24 年度は小樽市が約 1 万 1,600 人、札幌市が 1,400 人ほど、札幌市を含む市外が 1,460 人ほど。25 年度は、小樽市が 1 万 100 人ほど、札幌市が 670 人ほど、札幌市を含む市外が 680 人ほど。26 年度は、小樽市が 9,400 人ほど、札幌市が 1,200 人ほど、札幌市を含む市外が 1,500 人ほどとなっております。

○酒井委員

平成 25 年度から 26 年度はほぼ横ばいという形になってはいますが、この利用者が減っている原因は、どう把握されていますか。

○（教育）生涯スポーツ課長

銭函パークゴルフ場は平成 14 年度開設ということでございますけれども、当時、市内には、ほかに三つのパークゴルフ場がございましたが、その後、3 か所ほど民間のパークゴルフ場ができて、そういう影響もあって減少傾向にあったというのが、まず一つです。

それから、今、小樽市民と札幌市民の利用者という形で答弁をしたのですが、札幌市もパークゴルフ場が増えてきているかと。そういう中では小樽市民の減り方よりも札幌市民の利用の減り方が大きくなっていることが全体的な利用者減につながっていると考えております。

○酒井委員

札幌に関しては、民間のパークゴルフ場もできたからということだと思うのですが、先日、銭函地区で利用者減だけではなく、銭函パークゴルフ場の全体的な意見交換会ということで開催されたと思うのですが、そこで出た主な意見などをお聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

今、お話ししましたように利用者が減少してきている、あるいは民間のパークゴルフ場も出てきているという中で、銭函パークゴルフ場を今後どのようにしていくかということで、一つが小樽パークゴルフ協会、それから地元の連合町会、それから地元のパークゴルフの同好会というのですか、愛好家の皆さんと話合いといいますか、意見を伺ってございます。その中で出た主な意見としましては、銭函パークゴルフ場の開設当初の目的は、健康増進ですとか地域の交流、あるいは銭函地区には愛好者が多いけれども、地元にパークゴルフ場がないということで札幌まで行っている人が非常に多いという中で開設されたはずだと。そういうことを考えると、利用者の減少とかそういうことはあまりとらわれないで続けていってほしいという意見がございました。

それから、近年のパークゴルフ場は36ホールのところが多いい中で、銭函パークゴルフ場は18ホールということですが、土地の関係からいって36ホールにするのは無理かもしれないが、できればもう9ホールぐらい増やしてほしいという意見もございました。

そのほか利用料の設定としては、今、1ラウンド、それから1日、それに付随して回数券とかシーズン券などあるのですが、1ラウンドの利用料というのはあまり使われていないのだから、半日と1日というような区分というのですか、そういう見直しもあってもいいのではないかというお話もいただいております。

それから、18ホールということで、ホール数は少ないですが、それをうまく利用して、例えば大会を行うにしてもペア戦ということで二人で組んで回るような大会であれば、18ホールを2周する形でやっているというほかのパークゴルフ場もあるということで、そういう大会の開き方の工夫というのですか、そういうこともやってみてはどうかという御意見をいただいているところです。

○酒井委員

やはりこういう施設は、今後も人数にかかわらずという御意見もあったということですが、利用者はやはり増やしていかなければいけないと思います。それで、いろいろな意見が出た中で、今後取り組んでいっていただきたいというのがまず一つ要望として上げておきます。

それから、管理費、委託料というのでしょうか、この金額と、銭函パークゴルフ場は水道料金がかかっているかと思うのですが、その割合、数字があれば委託料が幾らで水道料金が幾らということで説明願います

○（教育）生涯スポーツ課長

委託料と申しますか、指定管理者制度ということで管理代行業務費という形での支出でございますが、管理代行業務費につきましては、年間400万円ほどとなっているわけですが、今、委員の御質問はそういうことではなく、指定管理者の支出全体に対しての水道料金のことかということで答弁させていただきます。平成25年度決算で指定管理者からの報告によりますと、支出の合計が710万3,000円ほど。そのうち水道光熱費ということで37万4,000円ほど、この水道光熱費のうちの水道料金ということで35万4,000円ほどとなっております。支出全体に対します水道料金の割合は約5パーセント、水道光熱費の中の水道料金の割合としては約95パーセントとなっております。

それから26年度はまだ速報値の段階でございますけれども、支出の合計は711万9,000円ほど、そのうち水道光熱費で47万5,000円ほど、水道光熱費のうち水道料金として44万円ほど、支出全体に占める水道料金の割合が6.1パーセントほど、水道光熱費の中に占める水道料金の割合として92.5パーセントほどになってございます。

○酒井委員

もう一つ確認ですが、ちなみにほかのパークゴルフ場の水についてはどのようになっているのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

きちんとした調査といえますか、そういうことはやってはございませんけれども、いろいろ話を聞いている中では、ほかのパークゴルフ場では地下水を利用したりしているところが多々あるように聞いております。どうしても芝の管理ということで水が必要だという中で、水道を使うと割高になってしまうということがあるようには聞いております。

○酒井委員

この水道料金ですが、できれば水道局と一度協議とかしていただきたいと思うのですが、今までそういう協議とどうか、そういうことはあったのか、お聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

水道料金について水道局とこれまで話合いといえますか、そういう形を持ったことはございません。水道料金には減免の規定はあるのですけれども、こういう指定管理者が使うものなどに関する減免の規定はないと承知していますので、これまでも特に協議しているということはありません。

○酒井委員

いずれにしても、銭函地区にとってこのパークゴルフ場は、非常に大切なものであります。また、今から銭函パークゴルフ場のオープンを待ち望んでいる方もすごく多く、冬はなかなかできないので、例えば冬でも違うグラウンドでパークゴルフをやりたいというぐらいうごく熱狂的なファンのいる地区でもあります。できる限り経費の部分、水道料金の部分も含めて検討していただきたいので、先ほど要望しましたが水道局と協議をしていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

◎校舎等耐震補強等事業について

それから、校舎等耐震補強等事業について、確認させていただきたいと思っております。

予算資料を見ますと奥沢小学校が校舎と屋内運動場、それから銭函中学校が屋内運動場ということで載っております。まず奥沢小学校については、校舎と屋内運動場ということで、このおおよその工期とそれからふだん体育の授業などで利用することもあるかと思うのですが、その代替の使用についてお聞かせください。

○（教育）施設管理課長

奥沢小学校の耐震工事につきまして説明いたします。

まず、奥沢小学校につきましては、屋内運動場と校舎それから渡り廊下の3棟を耐震及び大規模改造ということとさせていただきますこととなります。屋内運動場につきましては、現在、年内の完成を予定しております。これはあくまで予定ですので、これから業者が決まりましたら細部を詰めまして完成時期が決まると思っております。それから校舎につきましては、平成27年度中、28年3月の完成を、今、目指しているところでございます。屋内運動場につきましては、工事期間中使えないということで体育の授業に支障が出るということですが、天気のいい日は、グラウンドで体育の授業をしていただくということで取り組んでいただけるように話をしているところです。それ以外の部分でどうしても必要だということであれば、代替の施設をこちらで見つけて提供するような形を考えていきたいというふうに考えております。

○酒井委員

銭函中学校については屋内運動場ということになりますが、こちらについても同じく工期とそれから通常の使用の代替使用について、説明願います。

○（教育）施設管理課長

銭函中学校の屋内体育館でございますけれども、工期につきましては、奥沢小学校と同じように平成27年中に完成を予定しております。こちらにつきましては、体育の授業は奥沢小学校と同じように使われるのですけれども、それ以外にクラブ活動の練習場所ということで体育館が必要になるということですので、放課後に銭函小学校の体

育館を借りてクラブ活動を行っていくということで話を聞いております。小学校も中学校も学習発表会と文化祭等がありますので、できるだけ早い時期に完成させて使えるような形で調整したいと思っております。

○酒井委員

そうなのです。学芸会ですとか、文化祭などもあるので、その前には何とか完成していただきたいというのと、仮にそれが延びたとしても、生徒に負担のかからないようなスムーズな形で開催していただきたいと思っておりますので、まずはお願いしたいと思っております。

○濱本委員

◎プレミアム商品券事業について

代表質問の質問項目に沿って質問をさせていただきますけれども、初めに、地域消費喚起・生活支援型の事業であります補正予算に組まれましたプレミアム商品券について聞きます。購入限度額が1人当たり5万円とお聞きしていましたが、基本的にはなぜ1人当たり5万円なのか、たぶんいろいろなところでこういう事業をやるときに、例えば1世帯当たり幾らだとか、それから金額も5万円ではなく10万円だったりいろいろなパターンがあると思うのですが、今回1人当たり5万円、18歳以上としたところの根拠というか、意味というか、その辺についてお聞かせください。

○（産業港湾）三船主幹

プレミアム商品券ということで、今回は購入限度額を5万円と想定をさせていただいておりますが、これにつきましては、まず、今、委員がおっしゃいましたとおり、過去いろいろなまちでこのプレミアム商品券というのは行われてきましたけれども、まず購入限度額が設けられたというのは、昔、一人が大量に買い込んだ事例があったということで設けられるようになり、ここ数年の例では、ほとんどのまちで一人当たり3万円から5万円という例が多くなってございます。

それで、今回、小樽市が18歳以上という制限をつけたのは、福祉部から18歳未満の子供がいる世帯に子育て応援の商品券も交付されるということで、その辺を勘案しまして18歳以上の方が購入できるという制限を設けたところでございます。

それから、一世帯当たり5万円というような決め方をしているまちも確かにございます。富良野市あたりがそうなのですが、これは商品券の発行の規模にもよりますが、少しでも多くの方に商品券を使っていただきたいというところから、そのような制限を設けているのですけれども、今回、小樽市では、販売額総額で10億円、10万セットとなりますので、過去の例等をいろいろ研究しまして、1人5万円がいいのではないかと決めたところでございます。

○濱本委員

10万円がいいのか5万円がいいのかというのは、どこで線引きをすればいいのかなかかなか難しい話ですけれども、少なくとも広くこの商品券を使ってもらおうということであれば、あまり高めの限度額というのは間尺に合わないというか、性格に合わないと思うので、この辺は妥当なところかと考えております。ちなみに、単純に言えば5万円が2万人という計算になります。小樽市は世帯数でいっても7万世帯ぐらいありますし、全員が5万円分買うとは思いませんけれども、予約販売みたいな形も行うという御答弁もいただいておりますけれども、例えばこれが2万人以上から10億円を超えて申込みがありましたといういわゆるオーバーフローした場合というのはどのように対応するのか。直近で言えば東京駅の何かカードみたいな当初予測よりもどんと売れてしまい混乱を招いたと。あれもたしか予約販売で非常に混乱を招いて収拾に大変な思いをしたという、そういう事案もありますけれども、いわゆる申込み件数が多く、10億円を超えた場合の対応の仕方というのは、どういうものを想定されているのでしょうか。

○（産業港湾）三船主幹

このたびのプレミアム商品券につきましては、申込みをしたら必ず 1 冊はといいますか、申込みのセット数がその方によって異なってくると思うのですが、必ずお買い求めいただけるような仕組みを考えております。例えば、5 セットを 2 万 5,000 人から申込みがあったら、オーバーフローしてしまいますけれども、そういった事態が生じたときは、一番多い 5 冊を希望されている方には 4 冊で我慢をしていただくと。だから、応募のときに申込み多数の場合は、上限を変えさせていただきますという条件をつけて申込みを受けようとは思っているのですが、そのように上限を減らしまして不足分を賄っていかうかというふうに考えております。

○濱本委員

1 セット 1 万円で最大で 5 セット申込みできますと、しかし、申込みができますといっても、オーバーフローしたら、5 セットで申込みをしても、たくさん申込みがあった場合には例えば 3 セットしか買えないということも、4 セット買えればいいのかもしれませんが、買えないことも想定されるということですね。

○（産業港湾）三船主幹

5 セット申込みをいただいても、4 セットになるか 3 セットということもあり得るかもしれません。

○濱本委員

その辺が最終的に公平性を担保するのはなかなか難しいだろうと思うのですが、これからまだ時間がありますのでお買い求めというか要望のある方が、できるだけ公平性を感じられるような販売というものを検討いただきたいと思います。

それから、使用対象というところで使用可能な店舗は市内の小売店、飲食店、サービス業などを対象にと市長の御答弁をいただいておりますが、少し気になっているというか、例えば医療機関には自由診療というのがありますよね。それは使える対象になるのかならないのか。例えば、小樽市立病院のプチ健診若しくは 1 泊 2 日の人間ドック、そういうものは保険の対象ではないので、そういうものは使えるかどうかという、その辺の見解はどうですか。

○（産業港湾）三船主幹

今の御質問ですけれども、小売店、飲食店、サービス業などというふうには想定をしておりますけれども、医療機関が取扱店になれないとは国の Q アンド A にも確かに書かれてはございません。ただ、消費の喚起ということ考えた場合に、商品券を使う際に、その場で、ついでにこれも買おうという、ついで買いですとか、あとはいつもより少し高いものを選ぼうというようなこと、これが消費の喚起だと思うのですが、そういうことが今、委員のおっしゃった例えば人間ドックなどそういうところでは、あまり想定できないという感じはいたしますけれども、他都市の例等いろいろと情報収集をしたいと考えます。

○濱本委員

医療機関で使えるのであれば、私は買って人間ドックに行きたいというふうに思っておりますけれども、まだ時間があるので、使用範囲というものもいろいろなものがたぶん想定されると思いますので、十分研究されて、できるだけ広い範囲で使えるように、それが消費の喚起ということにつながるという大前提は当然ありますけれども、研究していただきたいと思います。

それで、実際にタイムスケジュール的なことを言うと、事業を広く PR した後、6 月下旬に予約販売、7 月 1 日から使用開始ということです。ということは、予約販売の受付をする前段で、使用できる場所というか、使用できる店舗というか、そういうものがきちんと周知されていなければだめだと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○（産業港湾）三船主幹

ただいまの御質問ですけれども、今回は、スケジュールが非常にタイトであるということもございまして、ある程度購入の申込みと取扱いいただく事業所の公募は、並行して進めていかなければならないと考えておりますが、

今、公募のスケジュールにつきましては、商品券の事業委託を予定しております商工会議所と協議をしているところですが、5月の段階で、まずは公募を始めて、その月のうちに取扱いの事業所を決定して、早め早めで説明会等を開催して、実際に購入のお申込みをいただくときには、まだお店は、具体的に何百何十何件というような数も含めて決まっていないかとは思いますが、なるべく早く取扱店のリストといいますか、そういう情報をつくれるような体制で考えてはおります。

○濱本委員

個別具体の店舗のことは多少時間がかかっても仕方ないと思うのですが、こういうものに使えますよという事例みたいなものは、できるだけ早く市民の皆様にお伝えいただければ、応募のときに売れ残りが発生するということはたぶんないと思うので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎「小樽産品」販路拡大支援事業について

次に、地方創生先行型の「小樽産品」販路拡大支援事業についてお伺ひします。

毎年2月に東京でスーパーマーケット・トレードショーが開催されておひまして、昨年2月に小樽も初めて参加をしたと。10社参加して22件の成約があったと御答弁をいただひておひます。件数は御答弁いただひたのですが、金額ベースでは22件でどのぐらいあったのか、おわかりになればお聞かせください。

○（産業港湾）産業振興課長

お話のとおり昨年10社で出展し、その10社から、昨年8月と最終的に今年1月に聞き取りをしましたが、10社のうち7社が契約に至り、契約件数が22件、契約金額は約840万円というふうにお聞ひておひます。

○濱本委員

今年2月に2回目の参加をしたと思うのですが、当然1回参加して、その後バイヤーと話をしていく中で、たぶんいろいろな課題が見えてきたらと思うのです。例えば、出展した企業としての対バイヤーとしての課題だとか、それからこれを応援している行政としての課題など、1回目が終わった時点でたぶんそういうものが見えてきて、それに基づいて今回2回目の参加をしていると思うのですが、1回目に参加をした上で初めてわかった課題みたいなものがあるら、お聞かせいただけますか。

○（産業港湾）産業振興課長

2月のスーパーマーケット・トレードショーに出る前に、事業としては10月と12月の2回に分けて個別商品磨き上げ相談会と銘打ち、スーパーマーケット協会のバイヤーや以前参加された方のアドバイスをいただく場を設けておひまして、出品商品のアドバイスだとか展示の仕方、商談テクニック等を2回に分けて学んで2月に行ったわけですが、まずは会場内でのブースの構え方として、これは金のこともあるのですが、我々は北海道商工会議所連合会の中の小樽コーナーというような形で出ているのですが、やはり金を余計にかければ、かなり見覚えがいいブースになるということもありますので、アピールの度合いもかなり違うという部分はあるのですが、少ない金の中でも多少のアピールの仕方といいますか、そういうところも勉強になったと思ひておひます。

どこの会場も呼び込みとか試食などでも積極的にやっひておひまして、我々も昨年市長に駆けつけていただひて呼び込み等をお願いし、事務局もやっひておひましたが、やはり各企業が少しおとなしめだったと感じておひますし、そのブースの構えも、もう少し工夫できることではないかと感じておひますし、その他グッズ等そんなところももう少し工夫しがいがあると感じておひまして、せつかく知名度のある小樽でござひますので、もう少し工夫する内容があったら出展者も我々事務局としても感じたところで、実行委員会にもそういったところを話しておひます。

あと、商談会に出るということは、その催事の3日間のみならず、戻ってからのアピールも大事だということは従前から聞いていたわけですが、やはり初めて参加して日々の業務に追われる業者も多く、なかなかその後に見積書を出したとかアプローチをしたのは名刺交換をした663社のうち300社ほどであったら聞いておひますけれど

も、何度もといいますか、そういった部分でのアピールが足りなかったのではないかと総括しております。

○濱本委員

かつて大分昔に業種は違いますが、こういう展示会には、行ったことがあります。その昔は晴海の会場でしたし幕張でやったこともあります。皆さん、やはりブースを相当工夫して、とにかく自分のブースに来てもらうのだと。来てもらった人に自分の会社をアピールする。もっと言うと北海道のブースの中に小樽がいるのだということになれば、やはり小樽をアピールする販売促進グッズみたいなものを、あの当時は、相当置いてやっていた記憶があります。そういう意味では単純にスーパーマーケット・トレードショーもバイヤーだけではなくて、たぶん一般の人も入れるのではないかと思うのだけれども、違うのか、バイヤーだけですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そういう意味から言っても、小樽を売り込む、出展の企業プラス小樽も売り込むということで、1回目、2回目、3回目と回を重ねるごとに、だんだんブラッシュアップされていってセンスのいいものになるだろうと思うので、聞くと成約見込みが今のところで79件ということで、金額ベースはこれからだとは思いますが、今年の2月に参加してこの1年間でその効果がどのくらいあったのかを検証しながら、また3回目に向けて準備をしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○(産業港湾)産業振興課長

今バイヤーだけと言いましたが、一般人のようなバイヤーもいる、というのは確かにあの会場へ行くと一応申請といいますか書かせますので、マスコミも入ります、マスコミもピンからキリまでいますし、個人経営者みたいな方も一个一个企業の概要をスーパーマーケット協会が把握してやるわけではないですけれども、ぱっと見たところはそういった方がごわずかといいますか、ゲートとしてはきちんとバイヤーというところでのくくりにはなっているところでございます。

今後の生かし方といいますか、昨年を受けて今年改善した点でございしますが、小樽ブースに来ていただいた客からアンケートをとっております。299件とれたのですが、そういった中から、一番何を求めに来たのかというところを聞いたところ、まず昨年の10社ですけれども、その10社の内訳としては水産加工業が3社で、菓子の業者が3社、その他4社ということで10社になっております。そのアンケートの結果、当然、水産加工の小樽へのニーズというのも高かったのですが、昨年のアンケートでは、菓子・スイーツというところが一番高かったものでございまして、新年度になってから菓子屋を回りまして、そういう事業をやっているところをアンケートのことも踏まえて話しに行ったところでございます。そういった結果で、少し金のお話をしますと…

(「長い」と呼ぶ者あり)

もう少し勘弁してください。思い入れが強いもので、済みません。

出展数も事業費の部分で言えば10社から15社に増やせた。それから、今、言ったアンケートのことから言えば菓子を多めに6社に増やせた。プラス水産加工が5社、その他4社で15社になったと。

それから、先ほど昨年の反省点の中で、少し話しましたが、目立つようにということで今4階の廊下にちょっと飾っている部分もございしますが、小樽の写真を使ったタペストリーというのですか、小樽をアピールするような1.8メートル四方のそういったものを企業ブースの背面に飾り、小樽をPRしたなり、15店の出展業者全てを紹介するチラシを作成するほか、企業のパンフレットとか資料を入れるような袋というのですか、「小樽」と書いて袋をつくったというような部分で少しでもアピールしようといったところを工夫しております。

戻ってきてからの話になりますけれども、出展者も昨年の反省点がありますので、今後1年間かけて何度もそういう名刺交換した企業にアピールしようということで確認しておりますし、我々もその成約状況や商談状況をヒアリングしますということをおっしゃるので、そういった中で進捗状況の確認なり企業の背中を押すというのですか、そんな形でフォローしながら数か月後、1年後みたいな形でフォローしていきたいと思っております。

○濱本委員

御丁寧な答弁ありがとうございます。たぶん真剣に事業に取り組むから話も長くなるのだらうと私は理解しております。ぜひともその情熱を持って事業を遂行してもらいたいと思います。

◎企業立地促進条例について

次に、企業立地のことでも質問させていただきました。小樽市企業立地促進条例を改正しました。改正の内容は固定資産税等の減免の期間を長くした、それから市内企業の工場の増設、設備の更新等にも拡大したということですが、まず改正後のこの条例に基づいて、いわゆる事業というか、そういう設備投資というか、申請または適用というか、そういうものがあれば全体の件数と、それから設備投資額、わかれば概算でもいいですけれども、お聞かせください。

○（産業港湾）荒木主幹

本市の優遇制度であります企業立地促進条例、改正後の平成25年度以降になりますけれども、この課税免除の適用件数と投資額につきましては、平成27年度の課税免除申請分を含めて答えさせていただきますと、全体で件数は11件、投資額は約142億円となっております。

○濱本委員

11件、142億円。そのうち小樽市内の企業の工場の増設、それから設備投資、これに関して言えば何件で金額はどれぐらいなのかお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）荒木主幹

今、言われた設備として増設分と機械設備の更新分ということでございますけれども、この11件中ではいきますと、6件がその分でございます。設備投資額につきましては、約22億円となっております。

○濱本委員

設備投資額で約22億円ですから、当然この中には機械設備もあるので償却資産に対する固定資産税が当然入ってくるでしょうし、土地があれば土地に対する固定資産税も入ってくると、少し先の話ですが金額の大小は別としても、新たな収入源というか、新たな財源を確保したいという意味では私はこの改正というのは非常に効果があったと思うし、その効果というのはたぶんこれから維持されるのだらうと思うのですけれども、この改正について今の時点で原部としてどういう認識を持っているのか、お聞かせいただけますか。

○（産業港湾）荒木主幹

今ございました条例改正後の効果ということでございますけれども、先ほど申しましたように、改正後につきましては適用対象に工場等の増設と機械設備等の更新を加えまして、これもある程度の件数、申請も含めまして件数があったということと、それから平成27年度、現在、申請が上がってきているものにつきましても7件ということでございますので、こうしたことから条例改正による効果があったものということで考えております。

○濱本委員

設備投資というのは生産工場にしてみれば、そのことがある意味心臓を置きかえるということで、その意欲がなくなると本体そのものがだめになるともよく言われている世界なので、こういう企業立地促進条例が改正されたことによって、一つの動機が湧くというのは私は非常にいいことだと思うので、ぜひともこの条例そのものを知らない人はたぶんいないとは思いますが、周知のことを含めてもっと効果が上がるようにいろいろな取組の仕方はあるかと思っておりますけれども、期待しておりますので、よろしくお願いします。

◎海外販路拡大支援事業について

次に、海外販路拡大支援事業について一つ確認をさせていただきます。

海外販路拡大支援事業というのが200万円予算計上されているのですが、これは札幌市が組織する実行委員会うんぬんという書き方をされていますけれども、この実行委員会の組織内容、それから構成員、活動などを手短かでい

いで、概略を説明してください。

○（産業港湾）産業振興課長

札幌市でアジアを中心に海外で物産等観光フェアをしようという実行委員会を組織しておりまして、年間に七、八回、海外での商談展示会等に出展しようという事業内容になっております。メンバーは札幌観光協会、さっぽろ産業振興財団、札幌市の国際経済戦略室、それから国際観光誘致実行委員会、それから札幌商工会議所国際・観光部、それから札幌物産協会のメンバーで構成しております。

○濱本委員

言うなればいろいろなツールを使うことは、チャンネルを増やす意味でも私は必要なことだと思うので、小樽市内になくともうちの近隣にあるものについては有効に活用していただきたいと思います。期待しております。

◎街路防犯灯のLED化について

最後に、街路防犯灯のLED化についてお聞かせいただきたいと思います。1億4,970万円という大変大きな金額で3年計画でLEDに転換しようという事業です。予算としては計上されたのですが、制度の部分についてはあまり見えていないという。例えば3年間でやりますと、90パーセント補助ですというところはわかるのですが、できれば希望とすれば、例えば条例なのか規則なのか要綱なのか、そういうものもあわせてお示しいただければ、もっとわかりやすかったと思うのですが、制度の全体についてはどのような状況になっているのか、お聞かせください。

○（建設）庶務課長

制度設計ということだと思いますが、現在、制度自体は3年間に限定した助成ということで、要綱で実施をというふうに考えておりまして、要綱は、現在作成中でございます。

○濱本委員

要綱というのは、小樽市でいくと条例があって規則があって最後に要綱だということで、一番下のレベルのものなのですが、条例が必要なのか規則がいいのか要綱がいいのかと、私たちはなかなか判断できない部分ですが、要綱にした根拠は何でしょうか。

○（建設）庶務課長

制度自体が3年間に限定した制度ということで考えまして、要綱ということにさせていただいたということでございます。

○濱本委員

それ以上聞いても。私は、せっかく市長が決断をしたということであれば、時限立法という言葉もありますけれども、3年限定の条例でも市長の覚悟を見せるという部分ではよかったのではという思いがしています。要綱だということですから、それはそれで判断は尊重しなければならないと思いますけれども、ただ要綱ということになると、議会との関係でいくと、報告するだけの話ですよ、若しくは報告すらないものかもしれない。1億4,970万円、3年間で約5億円の金を使うというものが、本当に要綱が適切だったのか、若干の疑問は残りますけれども、間違いない要綱を作成してもらいたいと思います。

それから、設置基準、これもまだ何も出てきていないのですが、ただ、御答弁の中では位置だとか灯具だとかという答弁はいただきました。考えている設置基準とは、どういうものが具体的にあるのか、お聞かせください。

○（建設）庶務課長

設置基準についてのお尋ねでございますけれども、位置といたしましては、現在ついている街路防犯灯を交換するということですので、位置はその場所で交換するというふうに考えておりまして、高さなどもあると思いますが、現在は、大体4メートルから5メートルの高さについている場合が多いものですから、それはそのままの高さというふうに考えております。

それから、灯具についてでございますけれども、経済性ですとか、消費効率ですとか光源の寿命がございます。そういうものの性能効率を基準といたしまして、市としてこういう基準を推奨いたしますというような形で、町会等に示していきたいというふうに考えております。

○濱本委員

金の話は予算が出ましたので、3月16日は可決されるのですが、それを動かしていく部分がなかなか見えないという部分では、少々残念だなと。もう少しこうやって運用していきますというのが見えると、もっと議論がかみ合うのかと思うのですけれども、その部分は少し残念ですけれども、最後に聞きます。市長の御答弁の中では、北電、総連合町会などを構成員とした協議会を設置したいと。それから、その後、説明会を行いたいという御答弁でしたが、その協議会は実際問題何をやるための協議会なのかという中身の問題が一つ。

それから、説明会に関しては、どのような説明会を予定されているのか。例えば除雪の説明会であれば、市内を6エリアに分けて、さらに幾つかに分けて説明会を行っているとか、そういういろいろな手法はあるだろうと思うのですけれども、そういう説明会の中身、開催エリア、それから開催時期、そういうものについてはいかがでしょうか。

○（建設）庶務課長

まず、協議会の内容についてでございますけれども、協議会につきましては、3月中に団体といたしましては業者に発注いたします町会ということで総連合町会、それから電気事業者ということで北電、それから電気工事を行っています組合、それから市と四者で3月中に協議会で会合を開きたいというふうに考えております。

それから、説明会も含めました今後の予定ということでございますけれども、まず、3月末に各町会宛てに説明会開催の案内文書を発送させていただきたいと思っております。

それから、4月上旬から5月上旬にかけて、各地域において説明会を開催したいと考えておりますが、これは、市役所本庁舎を含みまして6会場で10回の開催を考えております。その後、5月中旬から8月中旬にかけて各町会から申請関係、計画書なども含めまして申請を受け付けまして、6月から申請内容を確認しまして、随時、交付決定の通知を行い、その後、各町会で工事が始まるというような予定で考えてございます。

○濱本委員

これから建設常任委員会もありますので、もう一回詳しく聞きたいと思っておりますけれども、町会の人たちは、皆さんこれを待っているわけです。財政的なものもあるし、それから格好よく言えば、低炭素社会の実現ということもあり、待っているのです、できるだけ早急に、例えばこの説明会のときには申請書ができていて、こういう書き方をするのですくらいのところまでの細かい説明会が開催されるといいなと、町会長の一人としてはそう思っているところでもありますので、ぜひとも準備は周到にお願いします。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時39分

再開 午後2時59分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○千葉委員

◎予算編成の状況について

初めに、予算編成の状況ということで、確認したいことが 1 点ございますので、質問いたします。

歳入ですけれども、毎回予算編成時には自主財源である市税の動向というのは、私たち議員も非常に注視しているところであります。今回見ますと、固定資産税で評価替えがあるということで見させていただきました。過去、平成21年度、24年度も同じように評価替えがあったと思いますけれども、前年度に比べた増減がどうであったか、お答えいただけますか。

○（財政）資産税課長

評価替えの対前年度との増減ですけれども、平成21年度につきましては、約 1 億9,000万円の減となっています。それから24年度につきましては約 4 億7,000万円の減、今回が約3,000万円の減となっています。

○千葉委員

私自身もこういう立場になって、評価替えの時期には億単位で予算が減になるという記憶があり、そのとおりだったと思うのですが、今、お聞きして、この歳入の表などを見ますと今回は約3,000万円の減ということで非常に幅が小さいと思っておりますが、この理由についてお聞かせ願います。

○（財政）資産税課長

まず、家屋の評価替えの下落幅が小さかったことが一番の理由です。家屋の評価替えにつきましては、前年度の評価額に前回の評価替えからの3年間の建築物価の変動分を考慮した再建築費評点補正率と、家屋の新築後の年数の経過によって生じる損耗、これを考慮した経年減点補正率を掛けて算出するのですが、今回の平成27年度の評価替えにおきましては、経年減点補正率については普通に下落していたのですけれども、再建築費評点補正率が上昇したために、下落幅が小さくなったというのが主な理由です。

○千葉委員

あまり記憶にないのですけれども、過去にもそういうことというのはあったのでしょうか。

○（財政）資産税課長

平成20年度から21年度になるときにも、再建築費評点補正率が1.03くらいと、上がってしまして、そのときも先ほど言いましたけれども、約 1 億9,000万円の減で終わっています。前回の24年度につきましては再建築費評点補正率が0.9と、1 より落ちまして、それに経年減点補正率を掛けますので、その両方で落ちたということで約 4 億7,000万円落ちたということです。

○千葉委員

理解しました。今回そういうことがあって財政調整基金も、もしこの上昇がなければ、もしかすると不足が生じていたかもしれないということで、本市にとってはメリットがあったと理解いたしました。

○地域包括支援センターの移転について

次に、平成27年度の主要施策等一覧を拝見させていただきました。この中で地域包括支援センターが 1 か所増えるということでもありますけれども、そのほかに中部地域包括支援センターが小樽・北しりべし成年後見センターとともに経済センタービルに移転をするということが書かれておりますが、この理由についてお聞かせ願います。

○（医療保険）介護保険課長

中部地域包括支援センターの移転についての理由でございますが、受託者であります社会福祉協議会からの話でございますけれども、現在、入居している物件が差押えを受けている物件であり、破産管財人の管理下にあることから、いつ退去を迫られるかわからない不安定な状態が続いているそうであります。それと、移転により執務室が若干広くなることと、現在は、職員トイレが非常に手狭であるということがありまして、こういった職場環境の改善が図られることが主な理由と聞いております。

現在の場所でも不便はないということではございますけれども、移転先は小樽駅前バス停の目の前にあるということなど利便性の向上が期待できるということも考えられるというふうに思います。

○千葉委員

差押物件で不安定だということで理解するのですが、以前、何回か質問などしたときには、あの場所が市民の皆様、後志管内の皆様にも場所として認知度が上がって非常に場所自体が使いやすい、入りやすいということで聞いていましたが、今回、経済センタービルに移転するということで、今、理由を伺いまして理解をいたしました。それで家賃等の話も発生してくると思うのですが、この辺については、今、入っている物件の家賃と今度移る経済センタービルでの家賃負担というのは、どのくらい違ってくるのですか。

○（医療保険）介護保険課長

今回の中部地域包括支援センターの移転につきましては、先ほど委員からお話ございましたけれども、現在、同居しています成年後見センター、そのほか社協のほかの事業についても同時に入居することが予定されております。家賃につきましては、それぞれの事業の職員数などで案分して算出することになっておりますけれども、地域包括支援センターに限って見ますと、現在の家賃とほぼ変わらない金額となる予定であり、年額でいきますと 1 万 7,000 円ほど下がる金額になる予定です。

○千葉委員

家賃は今おっしゃったように、そういう計算をすると下がるということですが、今までの場所では、歩行者天国というのですか、車が入らない時間帯があって、地域包括支援センターの方々は、非常に工夫をされて各イベントを積極的にやっていたと思うのですが、今後そういう活動というのは経済センタービル前等では可能なのかどうか、それについてどのように考えているのか聞いていますでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

現在のサンモール一番街商店街の中で事業を行っていたときには、雪あかりの路の時期のイベントなどにも参加しましていろいろやっていたわけですが、経済センタービルに移りますと、あのビルの前ではなかなかそういったイベントは難しいというふうに思います。どのようにやっていくかということを確認しているわけではありませんけれども、ビル内には会議室ですとか 7 階のホールですとかありますので、そういった活用も可能かというふうには感じております。

○千葉委員

3 月 30 日から場所が移転するというので、やっと覚えた場所が変わるということですから市民を含めて北後志 5 町村の皆様には周知徹底をお願いをしたいと思っています。相談に行ったら閉まっていて、次の場所がどこかわからないということもあるので、その辺について周知をお願いしたいと思いますが、その方法についてどのようなことを考えているのか、お聞かせください。

○（医療保険）介護保険課長

移転の周知についてですが、利用者については、それぞれに直接お伝えすることになると思います。

それから、3 月 1 日以降の広報おたるに南部地域包括支援センターの開設と、この中部地域包括支援センターの移転についての記事を載せております。このほかホームページ等でも周知を図っていきたいと考えております。

○千葉委員

◎プレミアム商品券事業について

次に、プレミアム商品券事業について伺います。

先ほど、濱本委員からも質問がありましたので、かぶらないように何点か質問をさせていただきます。

この事業でありますけれども、先ほど購入方法について、予約販売ということでありました。これは、結構皆さん、注目をしていただいて、どこで予約するのですかとか、その方法についての質問がありますが、実際にどのように予約をしていくのかについて説明願います。

○（産業港湾）三船主幹

予約販売の申込みの方法についてですが、小樽市でこれだけ大規模なプレミアム商品券というのは全く初めてでございますので、他都市の事例を十分に研究させていただきました。その結果、一番混乱を招かずにスムーズに成功していると思われる例が往復はがきによる申込みでございました。往復はがきに希望のセット数ですとか住所、氏名等、あと例えば販売所を何か所か設けるのであれば、どこの販売所で購入をされたいかですとか、そういう情報をお書きいただいておりますと、そのように考えてございます。

○千葉委員

予約をして、それが引換券になるというふうに聞きましたが、その引換場所、10万セットということで先ほどお話があったとおり皆さんが5万円買くと、最低でも2万人の方が移動をする。また1人1万円だとすれば、極端な話、最高10万人の方が市内を販売所に向けて移動するわけですけども、この販売所は何か所考えているのか、その辺についてはいかがですか。

○（産業港湾）三船主幹

代表質問での市長の答弁のとおり、販売所の数ですとか場所についてはただいま検討中というところでございますが、なるべく広いエリアで数多く販売所を設けていきたいということで、市内に本支店のある企業等の力をかりながらと考えておまして、協議を進めているところでございます。

○千葉委員

金券ですので、取り扱う販売所等には細心の注意を払っていただきたいと思います。

先ほど、プレミアム商品券が使える業種についてお話がありましたが、逆に規制する業種があるのかどうかについては、いかがですか。

○（産業港湾）三船主幹

規制する業種についてでありますけれども、多数の情報を収集してまいりました中で、必ず規制されているものがございました。それは「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」、俗に風営法と言われる法律でございますが、こちらに規定されております性風俗関連特殊営業にかかわるものは当初から除外をする予定でございます。

○千葉委員

ほとんど何でもどこでも使えるような商品券になるのかなというふうに感じますが、使用期間が6か月となっておりますけれども、限定されている理由についてはいかがですか。

○（産業港湾）三船主幹

使用期間につきましてですが、今回の商品券の発行は、国の緊急経済対策であるという前提がございます。それで国からは速やかな執行と消費の喚起が求められているということで、商品券の発行は今年の夏ごろをめどに終わってほしいということ、また利用期間も短期でお願いしたいという通知が出ております。

さらに、この商品券の生産等の業務も、平成27年度末までに終えなくてはいけないということで、それから計算してまいりますと、本市の場合は7月から12月まで使用して、その後、換金業務は続いてまいります。取り扱った店の換金業務が続きますが、それと並行して精算に向けた各種の集計、それから消費喚起の調査等を3月末までに終えるということで、このたびは6か月の使用期間と定めたものでございます。

○千葉委員

本当に消費喚起ということで、小樽市としてはこのプレミアム商品券が一番いいであろうということで選択されたと思っております。市としては、この効果を、どのように見込んでいますか。

○（産業港湾）三船主幹

先ほども申しましたが、小樽市にとっては初めてのケースということで、なかなか具体的な消費の効果というも

のを発行額に何かの係数を掛けてというようには計算ができませんけれども、少なくともプレミアムがついた分は得な気分になるので、その分以上は使っていただけるかなと。

また、釣銭が出ないということで、2,000円ちょうどのものとか3,000円ちょうどのものというのは、今はもう珍しい時代なので必ず金を添えて使う形になるので、その分なども消費喚起の部分に入ってくるのではないかなというふうに考えております。

○千葉委員

今おっしゃったように2,000円プラス新たな消費喚起につながればというふうに私も思うのですが、そのためには、やはり市というよりは取り扱う商店街ですとか、個人、サービス業の方など取り扱う業種の方々に非常にさまざまな創意工夫が必要だと思うのです。このプレミアム商品券のプレミアムがついている。さらにそれを使った方にはこういうお得感があるというような工夫が業者に求められるのではないかなと思っています。それについては行政側として、どのように訴えていくのかについて考えはあるのか、お聞かせ願います。

○（産業港湾）三船主幹

この商品券は、当然、市場ですとか商店街などでも大いに使っていただきたいものですから、やはりそういった消費を喚起するために、今でも例年春には必ずその年の商業振興関係の施策を各商店街や市場など、経済団体の方々に周知といいますか、申請書も添えてお知らせしているところですが、そのときに、例えばこの夏にはプレミアム商品券が発売されて使われるという情報を入れることももちろんですが、いろいろな方策が考えられると思います。例えば、商品券を使った方はさらに5パーセント引きになるとか、そういった簡単な工夫などでも消費の喚起というのは図られてくるといいますので、市場連合会の会議ですとか、商店街の振興組合連合会の会議などにも出席させていただく機会もございまして、大いにそういう商店街側、市場側にとっても大きなビジネスチャンスだということを伝えてまいりたいというふうに考えてございます。

○千葉委員

以前、商店街等で行った、なぜ買物をしないのかというアンケート調査の中にも、買う物が無い、買いたいものがないという結果がありました。行ったついでに札幌で買ってしまったり、そういうこともありますので、この機会にどんどん地域の中で使ってもらって、本当にこういうものもあるのだと知っていただくことも非常に大事な視点だと思っておりますので、ぜひその働きかけをお願いしたいと思います。

もう一点、取り扱う商店なりが市民の方が商品を買ってくれました。現金のかわりにプレミアム商品券を受け取りました。その後の事務処理があまり煩雑だと高齢の事業者の方などは、登録することすらちゅうちょしてしまうことがあると思うのですが、手続に関してのやり方といいますか、それについては、どのようになっているのでしょうか。

○（産業港湾）三船主幹

商品券が使用された後の換金の手続についてという御質問でございますけれども、まず取扱店の方々には極力手間をかけないで済むような方法を提示したいと考えております。そのためには、市の担当も、それから商工会議所に業務の委託は予定しておりますけれども、会議所の担当もこういった手続には知識的に不足している部分があると思いますので、既に金融機関の方なども交えながら検討を進めているところでございます。

○千葉委員

使う側も受け取る側も本当により消費喚起につながるよう煩雑な事務がなるべく省かれるようなものにしていただきたいと要望いたします。

○高橋委員

代表質問にかかわって質問をしたいと思っております。

◎空き家の雪対策について

まず、空き家の危険な雪の問題です。

本会議では再質問も含めて市長に訴えましたし、話も聞いていただきましたが、これは今後の大きな問題なので、もう少し掘り下げて議論させていただきたいと思います。

はじめに、代表質問でも確認しましたが、もう一回改めて確認しますが、直近 3 年間の空き家からの落雪による市民からの相談件数をお聞かせください。

○（建設）建築指導課長

過去 3 年間の空き家からの落雪による相談件数でございますけれども、平成 23 年度 80 件、24 年度 62 件、25 年度 97 件であります。

○高橋委員

わかれば聞かせてほしいのですが、今年度の現在までの件数は今わかるでしょうか。

○（建設）建築指導課長

今年度は、2 月末現在ですけれども、54 件であります。

○高橋委員

それで、いろいろな相談があると思うのですが、どのような相談があるのかお聞かせください。

○（建設）建築指導課長

相談内容でございますけれども、代表質問で市長が答弁しましたが、主な相談内容につきましては、道路に落雪した、道路に落雪しそうで危険である、隣の家の屋根から落雪したら建物が損傷するかもしれないので指導してほしいなどあります。

○高橋委員

それで、その相談を受けた後、建築指導課としてはどのような対応をされているのか、お答えください。

○（建設）建築指導課長

落雪後の建築指導課での対応でございますけれども、まずは現地確認をして現場の写真を撮り、状況を押さえます。そして、近所の方に会いまして所有者の情報について聞き取り、そこで所有者がわかれば所有者へ連絡して指導を行います。所有者がわからない場合につきましては登記簿謄本などで建物所有者を調査して、連絡先がわかれば雪おろしなど建物の維持・管理について指導を行っております。

○高橋委員

それで、具体的な数字でなくてもいいのですが、建築指導課で所有者がわかった場合に、どういう話をされているのか、そして実際に所有者がわかった件数が例えば 20 件だとして、そのうち、うまく対応できた内容がどのぐらいあるのか、全くナシのつぶてなのか、その辺の内容をもう少し詳しく聞かせてください。

○（建設）建築指導課長

所有者に会いまして、落雪しそうだとか落雪したなどということで建物の維持・管理について指導していくわけですけれども、所有者がいる場合につきましては、それなりにきちんと相手も対応してくれるのですが、所有者がいない場合は、非常に大変な思いをしまして、そういう場合につきましては、やはり粘り強く所有者関係を再度調査しまして対応しているということでもあります。

○高橋委員

所有者がわかれば何とか対応できると、そのように思います。私も伺っているのですけれども、例えば相続して小樽にいない、東京など道外にいる場合は、なかなか本人と連絡がとれないというケースもあると伺っていますが、その辺はいかがでしょうか。

○（建設）建築指導課長

所有者が小樽にいないと道外にいるとか相続放棄したなどいろいろなケースがあるのですが、我々としては、そういった所有者がいない場合については、粘り強く所有者を探していくわけですが、非常に難しい問題という認識でいまして、なかなかそれ以上進まない状況ではあります。

○高橋委員

やはりそこが今の一番の大きなネックだと私も思うのです。そこから先がなかなか進められないということだと思います。

これに関連して、後で空家等対策の推進に関する特別措置法の議論もさせていただきたいと思いますが、実際に落雪した後の処理について確認したいと思います。建築指導課と消防とそれから雪対策課が三位一体でやられているような話を伺いましたので、まずは、落雪したときに市民から通報があって、どういう流れで処理されていくのか、一連の流れを説明していただけますか。

○（建設）雪対策課長

一般論で申しますと、空き家から落雪があった場合には、警察、または消防に通報が入る形になっております。それから、警察は人的な被害があるかどうかといったことも含めて消防と一緒に現場で確認を行っているということで聞いております。それから、建築指導課長、そして雪対策課長に連絡が入りまして、その後の対応をどうするかということも含めまして、現場の状況に応じて対応をしているといったところでございます。

○高橋委員

消防について確認をしたいと思いますが、たまに消防車が出動しているため、災害情報の問い合わせをすると、落雪による人命救助というアナウンスが流れることが結構あるのですが、まずは消防の出動目的についてお聞かせいただけます。

○（消防）警防課長

消防車が出動することに関しましては、落雪により人が埋まっている、あるいは埋まっている可能性があるといった案件について出動をしております。そのほかに落雪の危険があって周りに影響が与えそうだというようなものについても調査出動という形で対応をしております。

○高橋委員

次に、出動件数と救助件数を伺いたいのですが、把握していたら結構ですが、直近 3 年間のそれぞれの件数をお聞かせください。

○（消防）警防課長

落雪による救助出動の件数でございますけれども、平成 24 年度シーズンから 26 年度、今シーズンまでの件数で答弁いたします。

まず、埋まっている、あるいは埋まっているかもしれないという救助出動につきましては、平成 24 年度は 29 回出動し、実際に 5 人の方が埋まっております救出しております。25 年度のシーズンにつきましては 23 回出動しまして、実際に 2 人の方が埋まっております、救出しております。今シーズンは 21 回出動しておりますが、実際に埋まっていた方はいらっしゃいませんでした。

○高橋委員

20 回から 30 回出動されているということで、私の想像より多かったのですが、消防の方々も本当に苦労されて、こういう形で雪の問題に対応されているというのがよくわかりました。

もう一点、今度は、雪対策課に伺いますけれども、雪対策課については、当然、代表質問でも話しましたように落雪があって道路をふさいでしまった場合には、とてもではないけれども消防だけではできない。ましてや消防の出動目的というのは人命救助ですから、あまり除雪をやっている暇がないというのも当然ですけれども、そこで緊

急避難的に雪対策課が出てきて道路をあけることになろうかと思うのですが、実際にそういう連絡を受けてどういう体制で処理をされているのか、お聞かせください。

○（建設）雪対策課長

空き家から道路への落雪につきましては、おおむね国道、道道、市道、そして私道と、このほか民有地に分類されるかと思います。このうち市道に落雪があった場合は、基本的に市又はその地域の除雪ステーションが、市の道路交通に支障があるかどうか現場確認を行いまして、交通に支障を来している場合につきましては、消防署で人命に影響があるか確認した上で、緊急対応として市が除雪をしているところでございます。

○高橋委員

もう少し聞きますけれども、その通報があったときには、恐らく直営部隊はすぐに動けない、またはいないと認識していますので、そうすると当然、除雪をしている、若しくは排雪をしている各除雪ステーションの人員、機材が出動せざるを得ないと思うのですけれども、それはいかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

冬期間、各除雪ステーションにおいては夜間作業等も行っております。

また、落雪があった場合はこちらから通報しますということで、除雪ステーションの勤務担当員にも言っておりますので、何かあった場合は除雪作業、若しくはそれに至らない場合についてはセーフティコーンなどを置いて雪の対応を行っているといったところでございます。

○高橋委員

要するに予定のない出動ですから、これは危険な雪の影響も大変大きいだろうと私は感じています。実際に、空き家ですから所有者がいて、その所有している建物から落ちた雪というのは、当然所有者が処理すべき問題だと思います。先ほど建築指導課長からお話があったように所有者がわからなかったり、すぐに連絡がとれないということで、先ほども言いました緊急避難的に雪対策課が処理するということになろうかと思えますけれども、これは税金を投入するわけですから、当然この処理の費用は所有者の方に請求するというところでよろしいでしょうか。

○（建設）雪対策課長

今、委員のおっしゃったとおり、家屋の所有者が負担するというのが大原則というふうになっております。

ただ、費用の面はありながらも、やはり交通の確保、市民の安全を確保するという上では緊急対応として市が実施しなければならない。そして、所有者が見つからない場合は、市がその費用を負担するといったことも、場合によってはあろうかと思えます。

○高橋委員

それは理解できます。それで数字がわかれば聞かせてほしいのですが、処理した件数や費用の関係について、どのぐらいの件数があるかというのは今わかりますか。

○（建設）雪対策課長

費用と件数につきましては、ただいま資料を持ってきておりませんので提示することはできません。後ほど提出したいと思えます。

○高橋委員

それでは、直近 3 年間の数字を後で説明していただければと思います。

その費用の請求はどこの部署が行うのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

費用については、雪対策課から請求書が回ってきてまして、それを所有者に送っています。これは建築指導課が行っております。

○高橋委員

建築指導課では、その件数は押さえていますか。

○（建設）建築指導課長

現在、手元にございませんで、後ほど示します。

○高橋委員

では、その件数と、どのぐらい請求して支払いされているのかという、内容も含めてわかる範囲で結構です、後で説明してください。

今まで伺ってきましたけれども、何を言いたいかという、本会議の再質問でも話しましたけれども、通学路ですとか、幹線道路、特に屋根の構造が切妻で、雪が落ちるようなつくり方をしているところが見受けられるわけです。危険とわかっていて、なかなか事前に処理できないというのが、一番大きな課題だろうと思っているわけです。逆に、空家等対策の推進に関する特別措置法の中で、具体的にどのぐらいのものが網羅されているのかというのは、私も、今、承知していませんけれども、この雪の問題についても市として十分に検討していただきたいと思っているのですが、これは総務部長でしょうか、お答えいただけますか。

○総務部長

財政の問題も含めてだと思えますけれども、今、雪の問題について質疑を聞いておりましたが、今回、空き家対策のため複数名を配置するという事で答弁させていただいておりますけれども、今後の状況を見まして、臨機応変に対応できる形で状況を見ながら考えていきたいと思っておりますので、当面スタートさせた形がずっと続くということではなくて、様子も見ながら臨機応変に対応させていただきたいというふうに考えております。

○高橋委員

総務部長から答弁いただいたので要望ですけれども、関係部局で協議できるテーブルをつくっていただけないかと。要するに消防も含めて先ほど言った関係部局の消防、雪対策課、建築指導課、恐らく税の関係になると固定資産税若しくは税情報という話になれば広がっていくわけです。やはり情報共有をして、どうしたら一番解決できるかということをお話し合っていないと中途半端になる可能性があります。そういう意味では、ほかの地域でも行われているようですけれども、協議のテーブルをつくっていただいて、正式には新しくできる担当部署で構わないと思うのですが、その前提に若しくはできてからでもそういうさまざまな協議ができるテーブルを用意していただければ、さらに具体的な個々の課題、問題についても協議ができるでしょうし、前に少しでも進むのではないかと私は期待しているのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○総務部長

建設部に体制を組んだ後の具体的なことはまだ考えていませんので、これからということになると思うのですけれども、空家等対策の推進に関する特別措置法に沿った形で円滑な対応ができることは当然心がけていかなければならないと思っておりますし、円滑な対応を進めていくためには、それぞれが情報を共有しておくことは大切な視点だと思っておりますので、そういった形で検討していきたいと。そういった形というのはいわゆる共通のテーブルを設けるということでございませんで、十分検討させていただきたいというふうに思っております。

○高橋委員

この問題については、また違う機会でも議論させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

◎財政問題について

次に、財政問題について伺います。

初めに、財政問題の中で平成26年度決算見込みについて伺いました。まず、これについての御答弁をもう一度お願いします。

○（財政）財政課長

平成26年度決算につきましては、実質収支は確保できるという形で、一定程度の不用額が見込まれますので、実質収支の黒字は確保できるという形で答弁させていただいたところでございます。

○高橋委員

もう少し内容を伺いたいのですが、一つは懸念されている除雪費の追加の執行状況です。当初予算を使い果たして5億円補正したわけですが、すぐに数字が出なければ後でもいいのですが、これについての現在の執行状況はどのくらいでしょうか。

○（建設）浅沼次長

除雪費の執行状況についてですけれども、現在、精査中でまだ数字としては出ておりませんので、後ほどということになります。

○高橋委員

最終日に聞きますので予告編として話しておきますけれども、その執行状況と、それから最終的な見込みまでのくらい、天気のことですから予測するのはなかなか難しいのかもしれませんが、要は5億円で足りるのか足りないのかということが非常に懸念されるものですから、そういうことも含めて議論させていただきたいと思っていますので、数字をお願いします。

財政問題については明日やらせていただきますので、よろしくをお願いします。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○斎藤（博）委員

◎保育ニーズ関係について

最初に、保育ニーズに関して質問します。

私の代表質問で錢函地区のかもめ保育園の話をしたときに、需給関係の話になっていますので、その辺について確認させていただきたいと思います。

今日は、共産党の新谷委員が資料要求し、保育所の入所児童数と待機児童数の表をいただいています。私も同じものを要求しようと思いましたが、同じものですのでこれに沿って質問しますが、今年も2月、3月に入りますと、結構、保育所も満杯状態になってきていると思います。

最初に聞きたいのが、特に民間保育所で顕著なのですが、入所率が100パーセントを超えている保育所が半分以上、3分の2くらいまであるわけですが、この定員があってそれをオーバーして入ってきて入所率が124パーセントなどという数字になっているわけですが、こういった100パーセントを超えるような入所状況は、いつからどういう考え方に基づいて導入されたものなのか、お聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

定員を超えての入所ということでございますけれども、当初は昭和57年度に一定の要件がありますけれども、年度途中の緊急入所が必要になったときの特別措置として講ぜられたことが最初であります。その後、平成に入りますと、平成11年度当時では年度途中の入所で申しますと、定員を25パーセントという枠がございましたが、その後、22年度にこの枠は撤廃されて現在に至るという経緯でございます。

○斎藤（博）委員

125パーセントがマックスではなく、撤廃されているということは、今は無制限と理解してよろしいのですか。

○（福祉）子育て支援課長

子供の入所の前提としましては施設設備の基準がございますので、人員配置の問題、それから施設の面積等の関

係がございます。そういった中で、先ほど申し上げたような従前の125パーセントという率自体が撤廃されたということでございます。

○齋藤（博）委員

小樽市の認識を聞きたいのですけれども、それは国が動かしている話もあるのですが、100パーセントを超える入所率というのは、私の認識ではやはり緊急避難的な時期的なもの、そういったときに受入れを認めている、あくまでも緊急避難ではないかと受け止めているのですけれども、小樽市としてはその辺についてはどのように押さえているのですか。

○（福祉）子育て支援課長

もともと国がこうしたこと、率の変遷があったわけですけれども、やはり都市部を中心に待機児童が多い状況にあるということが課題だという認識の下で、こういったものが行われてきていると思っております。小樽市ではどうかということですが、やはり保育の需要というのは、その時々によりまして、年度途中で需要が高まるなど、そういったことがございますので、そういったものに依拠してやはり柔軟に対応すべきものというような考え方は持っております。

○齋藤（博）委員

ずいぶん古い制度だという話ですけれども、小樽でも実態として入所率が100パーセントを超える事態というのは、私が議員になって12年ぐらいやっていますが、ほぼ毎年1月、2月になると、この100パーセントを超える保育所が出てきていると理解しているのですが、そういう経過でよろしいでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

現時点では、この資料の関係で申し上げますと、22か所の施設ございますけれども、確かに半分が入所率100パーセントを超えている状況でございます。それで保育所の入所児童数については月々でやめる方もおりますが、それよりも4月から3月に向けて入所する方のほうが多い形になるものですから、今おっしゃられたような状況が徐々に出てきて100パーセントを超えるということが生じているというふうに思っております。

○齋藤（博）委員

時間的には、私の聞いている範囲では、10年や12年という単位では、毎年のようにこのような状態が発生しているということによろしいですか。

○（福祉）子育て支援課長

10年前ということになりますと、平成17年当時ということになるかと思うのですけれども、17年3月ですが、おっしゃるとおり100パーセントを超えてございます。

○齋藤（博）委員

それで、今日いただいた共産党の資料を見ると、でこぼこがあるのはわかります。100パーセントを超えているところもあるし、100パーセントを切っているところもあるし、公立もありますし、民間もありますということで、ざっくり広い単位で言うと、定員は公立が425人で民間が995人で、合計で1,420人の定員を持っています。この2月1日のデータに基づくと、公立に354人、民間には1,127人が入っていて、合計すると1,481人、でこぼこを全部ならして広い一つの単位、小樽市内全部を1個で見ると、1,420人の定員に対して1,481人、要するに61人オーバーしているわけです。そのほかに待機児童が54人いるのです。そうすると、オーバーしている61人と待機児童が54人いますので、合算すると115人が小樽市の定めている定数1,420人を超えているということになるのですけれども、こういった実態というのは、私はほぼ毎年のように繰り返されていると理解しているのです。この間の市長の答弁の中で、銭函地区の認可外保育施設の位置づけを議論したときに、保育の受皿として見た場合は市内の需要関係の大きな変動にはなりません、現在の認可施設で保育需要が賅える状況にあるのだという御答弁があるのですが、この10年間のデータを見たり、今、私の言っているような数の実態を見たときに、何をもって小樽市内の保育需要が認可保

育所だけで賄うことができているのだとおっしゃるのか、根拠を説明してください。

○(福祉)子育て支援課長

確かに現在の入所率で言いますと100パーセントを超えているところが半分になっておりますけれども、認可保育所の人員的な配置は別にして、キャパシティといいますか、そういったものでは、この間、いろいろと公立それから民間もそれぞれの事情で定員減などを重ねてきております。数年前ですと、実際の入所者数が1,544人ということで、今、委員がおっしゃられた1,481人と54人を足すと1,535人となりますけれども、数年前までは、主に既存の施設で同規模の児童を受け入れております。その後、幾つかの施設で建替え等もありますので、全くイコールではございませんけれども、施設のキャパシティとしてはおおむね均衡が図られるものと、そういう認識であります。

○斎藤(博)委員

難しいね、答弁が少々理解できない部分もあるのでありますけれども。もう一度確認しますが、銭函地区に関していうと、桂岡保育園ができましたので、公立と桂岡保育園とこの認可外保育施設の三つの保育所で大体地域の保育を支えてきたと、受皿としてはそういう役割を果たしているという御答弁をいただいているわけですが、その部分についてももう少し詳しくお聞かせいただけますか。

○(福祉)子育て支援課長

銭函地区の関係ということだと思いますけれども、従来は3施設ということで公立の銭函保育所、それから認可外のかもめ保育園、それから平成24年10月から認定こども園の桂岡幼稚園が保育園を開設していると、そういう経緯でございます。従来、銭函保育所については110人の定数で行ってきておりましたけれども、26年度からは桂岡保育園の開設等もございまして定員を75人に減少しております。主に入所の動向からいたしますと、おおむね認可外保育施設は一定の数がお入りになっているようでありますし、認可保育所においても桂岡保育園は最近の開設でありますけれども、ほぼ一定の数で推移している現況にあると思っております。

○斎藤(博)委員

保育需要関係の見方の部分は、また別の場面で議論させていただかなければだめかと思えます。

もう少し質問を進めたいと思うのですが、私の再質問の中で小規模保育所の位置づけというのですか、役割について議論させていただいています。要は答弁として保育というのは本来認可保育所でやるべきものだと。しかし、認可保育所は結構ハードルが高く、そして東京など大都市では保育需要が逼迫していて待機児童もたくさんいるので、認可保育所だけではもう対応しきれないので、ハードルを下げても小規模保育所をつくろうとしているのだという見解を示されていると思うのですが、それを逆に読むと、小樽市としては、保育は認可保育所でやるのが本筋であって、小規模保育所はやはりハードルが低いという部分で言うのと違うのだと、そういった認識をお持ちなのかどうかをお聞かせください。

○福祉部長

私が申し上げたのは、ハードルが低いから小規模保育所ではなく認可保育所ということではなく、そもそも小規模保育というシステムができた要因からすると、小樽市の状況とは合致しないだろうということで申し上げているということでございます。

○斎藤(博)委員

後で記録を持てきますけれども、そのようには読み取れなかったものですから、あくまでおっしゃるのは、本来は認可保育所をたくさん整備して、そこで解消に持っていくのが筋なのですよというふうにおっしゃるわけですが、これが筋なのです。だから、そういう意味で聞いたものですから、その辺は違うというふうに思います。

○福祉部長

どのように拡大していくかということではなく、小樽市の状況は、先ほど言いました保育士が確保できない部分というのは除きますけれども、現在、保育需要はおおむね満たされていると。そもそも小規模保育という新しい仕

組みは、保育需要が満たされていない大都市を中心に今起きている待機児童を解消するための仕組みですので、小樽市はそういう状況になっているとは考えていないので、小規模保育による認可といいますか、取組は特に必要な自治体ではないということで申し上げたわけでございます。

実際、国の通知なども家庭的保育等、そこに小規模保育も含まれますけれども、その認可に当たっては、保育需要が充足していない場合にとりようなことで書かれておりますので、そういったことも含めて答弁をさせていただいたところでございます。

○齋藤（博）委員

保育需要が満たされているか満たされていないかという見方の部分は、先ほど質問させていただきましたので、実際115人という数字が出てくる。それからさかのぼっていけば、こういった状態は過去10年ぐらい常に続いているという中で、保育需要の見方で少し見解が違うと思います。そこは今日はこのぐらいにしますけれども、もう一つ今の議論で聞きたいのは、小樽市として保育の質ということを考えたときに、認可保育所と認可外保育施設で保育の質に違いがあると押さえられていますか、それとも違いはないと押さえられていますか。

○（福祉）子育て支援課長

どういうふうに質を見るかということだと思いますので、一概に表現できないというふうに思います。認可保育所は御承知のとおり設備運営の基準に基づいて運営しておりますし、それから認可外保育施設におきましては、そういったものを中には担保されているところもあると思いますし、それから十分特色のある保育をされているところもあると思いますので、やはり利用者の方々の評価によるところもあるものというふうに思っております。

○齋藤（博）委員

同じような意味で、例えば認可外保育施設の一部、ゼロ、1、2歳児などが小規模保育所になったときには、質の違いは発生するのですかしないのですか。

○（福祉）子育て支援課長

小規模保育事業ということで、先ほど部長からも答弁していますとおり、国としては一定の目的を持つ中で設置しているものであります。やはり認可保育所の設置基準からいたしますと、若干緩和をして柔軟性を持たせる形になっておりますので、内容的な違いは、やはり出てくるものと思っております。

○齋藤（博）委員

この項の最後ですけれども、保育ニーズに関してお聞きしたいのですが、小樽市は保育ニーズの需要関係で、お互い同じデータや数字を持って話しているのですが、今の状態は需要が保たれているとかバランスがとれているという感触を持たれているのですけれども、どのようになれば需要が崩れていると、要するに保育所に入りたい人がオーバーフローしていると認識されるのか、最後にそこをお聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

先ほど国の制度的には定員の超過ということで率が撤廃されましたという話をしましたけれども、その前提にはやはり保育士の確保や施設的な要件、面積等の部分がございますので、やはりそういったものを超えていったときというのは、一つのキャパシティを超えていくのだろうというふうに思っております。

○齋藤（博）委員

ほかの質問もあるので別の場面で聞きますが、私が聞いたかったのは、今でも定員に対して61人超えているという、これはデータです。待機児童が54人いるから115人は定員を超えていると言っているわけです。だから、これでも小樽市というか福祉部は需要のバランスがとれているという考え方に立っていると、許容範囲という意味だと思うのですけれども、これが例えば200人になったらどうするのか、300人になっても同じことを、140パーセント、どこまで持っていてもいいという話になれば。だから、どこに限度があるのかと聞いたのです。

○（福祉）子育て支援課長

少々答弁の内容が悪かったようです。申しわけございません。

確かに施設的には個々に違いますから、上限は当然出てくると思います。

（「数字はでないの、いいよ」と呼ぶ者あり）

○齋藤（博）委員

ほかの質問もあるので、今日はこのぐらいで、また聞きます。

質問を変えます。

◎長橋保育所の在園児の転所について

次に、長橋保育所についてお聞きします。

いただいた資料では、長橋保育所は定員45人に対して20人入っているということで、ここは3月31日で廃所になりますけれども、年長、5歳の方は卒園するので、この方は直接はいいのですが、残り11人ですけれども、この11人の方の行き先というのは確保されているかどうか、お聞きします。

○（福祉）本間主幹

在園児のうち11名が転所等の必要な子供になるわけですけれども、現在、新年度の受付を行っている最中でして、受付の締切りが15日となっております。このためまだ確定していないものですから、答弁できる状況にはありません。

○齋藤（博）委員

そうですか。ほかの保育所との兼ね合いで聞きますけれども、要は長橋保育所を廃止することで、今、長橋保育所にいる子供が4月1日から待機児童になるというのは許される話ではないと思っているのです。同時に、長橋保育所のこの11人の子供が出てくるわけで、関連して例えば今年の4月から、近くの愛育保育園にでも行こうとしていた子供が、長橋保育所にいた子供が優先されたので待機児童になりましたと、先ほどの議論とは別ですが、長橋保育所を廃止するときには、要は受皿があることを前提に話を進めてきているわけです。ですから、この時期なので確認したいのは、長橋保育所にいる子供はきちんと行き先が決まっているのですねと、保障されていますねと。それから、そのことによって、近郊の保育所で玉突きになり新たな待機児童が発生するということはないですねと、そういうことが確認されて長橋保育所は廃止されますと、そこを確認させていただきたいです。

○（福祉）本間主幹

長橋保育所の廃止が決まったときに、その時点での在園児につきましては、卒園するまで廃止を延ばすということにいたしまして、その後、入所される子供に対しては廃止が決まっていますということで十分御理解いただいた上で入所してもらっております。

しかしながら、在園児の転所に際しましては、保護者の話をよく伺いながら進めておりますので、そういう形でやっております。

後段の御質問ですけれども、そのことによって市内で玉突きのように入所待ちが出ることはないように、現在、努力している最中でございます。

○齋藤（博）委員

3月15日頃に決まると言われても、議論する場面がないものですから、ぜひ、その部分はよろしくお願ひしたいと思います。

◎手宮保育所の耐震問題について

次に、手宮保育所に関してですけれども、これは代表質問でもお尋ねしました。御承知のように手宮保育所は昭和51年建築ということで、40年近くたっている保育所です。しかし、保育所という施設の性格上、ゼロ歳の子供からいる。それで職員はマックスで十二、三人という状態です。変則しているので全員がそろう期間というのは1日

のうちほんの短い時間だと思うわけですが、こういった建物で、さらに言うと保育所としては珍しく 2 階建てで、1 階、2 階に保育室が別れていて平場でやっていない、極めて難しい構造の保育所です。それでこういう保育所の耐震の問題というのは、私の立場からすると、優先的に考えてもらえないかという意味で代表質問をさせていただいているのですが、市長の答弁でも、それから再質問の答弁でも、小樽市の全体的な計画の中で考えていきたいというところまでとどまっているわけです。そこでまずお尋ねしますが、小樽市が言っている全体的な計画というのは、一体何を指しているのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

○（財政）財政課長

全体的な計画と申しますのは、今、公共施設の老朽化が地方自治体にとって喫緊の非常に大きな課題でございます。そのことは国も同様の考えでございます。特に施設だけではなく公共インフラ含めて橋梁、道路、その辺の維持・管理、あと更新、その辺を全体的に網羅して、今後を見据えて対応した計画をつくりましょう、それが公共施設等総合管理計画で、これを策定しなさいというのが国の今の考え方でございます。

○斎藤（博）委員

今、言われている公共施設等総合管理計画ですか、その中に保育所も組み込まれているという理解でよろしいですか。

○（財政）財政課長

現在、計画を策定しているわけではありませんので何が組み込まれている、組み込まれていないというのはございませんけれども、公共施設全般になりますので、全てが網羅された計画という形になります。

○斎藤（博）委員

そういう中の一つだというふうに言われても、そうだろうなと思うのですけれども、一方で保育所という施設の持っている実態といいますか、私は保育所の人に何かあったらどうするのですかと聞いたことがあるのですけれども、その方は、1 人背負って 2 人抱えて、最悪 1 人くわえてでも逃げますと言うのですが、現実に本当にそのようなことができるのかと考えてしまうのです。やはり一般論としての公共施設ではなくて、こういう小さい子供がいる、たくさんいる、たくさんというか 100 人近くいるという施設の特殊性はやはり考慮されるべきではないかと。そういった意味では、その計画をつくるのに何年かかるかわかりませんが、そういったこととは別にして、公立保育所で耐震の問題が残っているのは唯一ここだけですから、やはり一定の配慮をしてもらいたいと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○（福祉）本間主幹

確かに委員のおっしゃるとおりゼロ歳から 5 歳までの子供がいます。ただし、ゼロ歳の命が重くて我々のような年寄りの命が軽いということは当然ないのですが、やはり実際に逃げることになると、そういう特殊なところは十分あるかと思います。我々担当部局といたしましては、そういう意味ではできる限り優先していただけるように努めてまいりたいと考えております。

○斎藤（博）委員

今の福祉部の答弁を聞くと、福祉部としては急いでやってもらいたいという思いでいると聞こえましたけれども、担当している財政課としてはどのようにお聞きになりましたか。

○（財政）財政課長

保育所だけの話をすると、委員のおっしゃるとおり優先度が高い形にはなるかと思いますが、やはり私たちとしては小樽市全体の中で、古いまちでございますので同じような形の施設がございますので、そうした中で将来負担を見据えて、どういう組合せでやっていけば平準化を図れるのか、やはりその辺が一番重要になってきますので、いろいろな施設について、各課に聞くと、やはり自分のところの優先度が一番高いと言ってくると思いますので、その辺は全体の趣旨を十分見ながら考えさせていただきたいと思います。

○齋藤（博）委員

私は、ゼロ歳の子供などがごろんと寝ているような施設はほかにあるのかと、やはり相当特殊な環境ではないかと思ったものですから、優先度を上げてもらいたいと思ったのですけれども、改めて聞きますが、この公共施設等総合管理計画というのはいつできるものなのですか。

○（財政）財政課長

国もこちらにつきましては今年度の地方財政計画の中に盛り込んでおまして、当面の間、昨年度までですと、施設の除却について地方債措置をしていただけという話が出ておりました。今年度の地方財政計画では、施設の集約化・複合化に係る地方債の措置や転用に係る措置をしていただけということで、その期間が当面 2 年間、平成 29 年度までという形で言っております。ただ、2 年後にもう一回見直すと言っており、措置の状況を見直すということでございますので、内容的には地方財政措置の状況は変わるかもしれませんが、そうした中では早急につくってもらいたいということでございますので、新年度又はその翌年度までの間には、一定程度方向性は示したいと思っております。

○齋藤（博）委員

計画づくりの中では、ぜひ、今、議論したような、立場が変わると、ほかにもたくさんあるのだということも理屈の上ではわかりますけれども、どうして手宮保育所にこだわるかという、公立保育所のあり方についてはもうずいぶん長い時間をかけて議論してきた経過があるのです。それで長橋保育所はなくなって、最上保育所は残るなど再編したわけです。手宮保育所だけは当時の計画を見直して、5 年間かけて需要関係を見るということになって、今年度はその最終年度で最終的に残ることになったわけです。それから、私は残るのであれば、建て替えてもらいたいという立場ですけれども、ただそこに行くにも時間がかかるものですから、利用者、それから働いている側からすると、残ることになったのであれば、最低でも、学校でやっているような耐震診断をして、一定の見通しを立ててもらいたいという思いが非常に強いわけで、それを受けての経過もあるものですから、特化して議論させていただいているわけですが、その辺を踏まえていかなるものなのでしょうか。

○財政部長

先ほど課長も言いましたが、確かに、今、齋藤博行委員が言われるように手宮保育所が残ると決まったのが今年度です。そういうことも踏まえて新しい計画をつくる際には、総合的に考えていくことになるかと思えます。実際に、今も学校などでも大きな金をかけながらも、残ると決まっているところは耐震の改修にかかっておりますし、病院などもそうですが、そのように順番をつけながらやっていきたいとは思っております。

○齋藤（博）委員

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎放課後児童クラブについて

次に、放課後児童クラブの関係で何点かお尋ねします。

これも代表質問で触れていますけれども、現時点での支援員の採用計画、募集ですね、募集と実際に採用を内定した数と、まだ決まっていない部分というのを数字でお示し願ひます。

○（教育）生涯学習課長

支援員の採用につきましては、2 月 9 日にハローワークで募集を開始いたしました。1 回目の面接を 2 月 20 日に実施をいたしまして、2 回目につきましては、3 月 4 日に実施いたしました。採用内定者につきましては、平日勤務者が現在のところ 16 人、土曜日の勤務者が 5 人。現在、採用予定で人数が不足している部分につきましては、平日が 1 人、土曜が 36 人となっております。

○齋藤（博）委員

募集開始が遅いという印象が強いですが、4 月 1 日実施ということ考えたときに、もう 3 月に入ってい

るのですが、この時期に募集をかけてなかなか集まらないうと、ずいぶん採用自体が遅いという印象が強いのですが、その辺の事情と申しますか、どうしてこんなに遅くなっているのですか。

○（教育）生涯学習課長

支援員の募集の時期でございますが、例年につきましては放課後児童クラブの開設状況が固まる3月初旬、この時期に実施している状況でございます。今回につきましては、運営体制が全てのクラブで2人体制になることから、早めの募集を考えておりました。それで、生涯学習課としては予算が固まるであろう時期、2月初旬から募集を行う予定でございます。予算編成の作業によりまして多少募集の時期が遅れた状況ではございますが、1回目の採用通知につきましては2月中にできたということから考えても、おおむね当初の計画どおりできたと思っております。募集する時期については遅くなかったと思っております。

○齋藤（博）委員

私が心配しているのは、支援員の方にもいろいろな資格とか子供を預かってもらうなど結構いろいろな条件をつけていると。ましてや、土曜日の支援員というのは雇用の仕方も非常に難しいですね、土曜日だけなどと言われて応募する方が本当にいるのかと。要は、募集しても、小樽の中で全部期待している数というか計画している数が本当に集まるのかという心配をしているのです。やはり少々条件が厳しいのではないかと申す部分もあるのですが、その辺の必要な数を確保する見通しについてはどうお考えですか。

○（教育）生涯学習課長

土曜日の支援員につきましては、現在、継続して募集を行っている状況でございます。それで、今後の支援員の確保につきましては、関係機関等にも働きかけながら応募いただくようなそういった呼びかけも含めて実施してまいりたいと考えております。

○齋藤（博）委員

ただ、決意と申したら失礼ですが、私も方向性はそれでいいとは思いますが、実際には、もう3月の下旬でして、このままでいくと予定した数が確保されないまま4月1日を迎えると。一方で、2人配置はもう決められている話ですし、土曜日に開設するということも一定数決めているので、支援員が足りない中でスタートせざるを得ないというのですか、そういったことも想定しなければならないのではないかと私は心配しているのですが、そうなった場合はどのように、例えばクラブを少し減らし、例えば土曜日の開設を削るとか、どうしても2人体制を1人にするなどということもあるし、やはりできないのであれば足りない数をどうやって補うのかなといったあたりも考えていかないと間に合わなくなっているのではないかなと思っておりますが、その辺はいかがですか。

○（教育）生涯学習課長

平日の支援員につきましては、現在、あと1人ということで、土曜日勤務の支援員に応援いただきながら2人体制で開設することは可能でございます。

土曜日につきましては、あと36人不足ということをお申し上げましたが、現在も継続して募集を行っておりますので、今後もしそれが満たすことができない状況になった場合は、平日の支援員に土曜日も含めた5日間勤務してもらう体制をとるなどシフト制を設けてまして土曜日の放課後児童クラブを2人体制でできるように確保していきたいと考えております。

また、これによりまして平日の支援員が不足となりますので、これにつきましては土曜日の支援員に応援していただくということで2人体制を確保できるような運営体制を考えておりますが、これにつきましては職員の任用条件の変更という形になることから、今後、職員団体とその部分については協議しながら定めていきたいというふうに考えております。

○齋藤（博）委員

もう一つ、放課後児童クラブの関係でお尋ねしたかったのは、勤労女性センターの部分ですけれども、現在、募

集状況はどのぐらいになっているか、お聞かせ願います。

○（生活環境）男女共同参画課長

平成27年3月4日現在で73人となっております。

○齋藤（博）委員

勤労女性センターの定員は、何人になっていきますか。

○（生活環境）男女共同参画課長

児童クラブの1人当たりの面積を教育委員会と同じ1.88平方メートルを用いますと、2クラブの合計で定員は59人となりますが、条例上の基準である児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上を用いますと、2クラブで67人まで受入可能となっております。

○齋藤（博）委員

どうするのですかと最後に聞こうと思ったのですが、要するに定員が59人のところに73人応募が来ていて登録されている人がそのぐらいだということで、どうやって乗り切るのですかと聞こうと思ったのですがけれども、やめますね。その部分はどのように考えているのですか。

○（生活環境）男女共同参画課長

勤労女性センターには空きスペースがなく、児童クラブの増設やスペースの拡大は難しい状況です。児童の中には毎日利用する児童と週二、三日利用する児童がいて、国の児童の数の考え方は平均人数をカウントする基準になっています。この平均人数をカウントする基準を用いますと、73人の申込みが66人となり受入可能となります。しかしながら、児童の安全面などを考慮しなければなりませんので、平成27年度は補助員2名を増員して運営に当たりたいと考えております。

○齋藤（博）委員

◎街路防犯灯について

最後に街路防犯灯のことで2点お尋ねします。街路防犯灯の切替えの話、今、濱本委員も聞いていたわけですがけれども、私が、聞きたいのは市内の町会でやる場合に単価にずいぶん開きがあると聞いているのですが、その辺はどのように押さえていますか。

○（建設）庶務課長

町会で実施する設置工事といいますが、その工事の単価のことでございますけれども、昨年の申請時点の数字をまとめております。契約電力別で三つのランクに別れておりますが、例えばゼロから10ワットの契約電力でいいますと、一番設置工事費が安かったのが1万6,740円で、一番高かったのが3万1,320円となっております。

それから、次のランクで10ワットから20ワットに行きますと、少し上がりまして、最低が1万8,692円、最高が8万1,000円になります。

それから、その上のランク、20ワットから40ワットまででいきますと、最低の設置工事額が4万5,360円、最高が7万8,624円ということではらつきがある状態となっております。

○齋藤（博）委員

すごいのです、いろいろなところで、あなたのところは幾らでやっているのかと話を聞くと、結構な金額なのです。それで、この間、補助率は90パーセントとおっしゃっているわけですがけれども、これの元値といいますが、何の90パーセントと考えて予算がつくられているのかというあたりをお聞かせください。

○（建設）庶務課長

上限額の決め方ということだと思うのですがけれども、これも先ほどの例と同じように、先ほど最高額、最低額を答えましたけれども、同じようにして平均額を出しております。平均額に対しておおむね90パーセント、これを上限額とし、三つのランクともそのような形で算出しております。

○齋藤（博）委員

そうすると、町会の今のそれぞれの単価を、今の頼んでいる電気店とのつき合いもあるので、今、頼んでいる電気店に頼むと平均値より高かった場合、補助額は限度があるということは、必ずしも90パーセントの補助にならない、割り返していくと85パーセントや極端な話80パーセントの補助にもなるという意味だと思うのです。それはもう少し考えると、平均値に価格誘導されていくのではないかと思うのですが、その辺、町会の立場では、高いところに頼んで多く持ち出すよりは、平均値でやってほしいという話にしかならなくなってくるだろうと考えてしまうのですが、結果としては自腹を切っても80パーセントの補助でいくという町会と、90パーセントになるように工事価格を下げしてほしいと頑張るというのですか、電気店と町会が議論するというのですか、そういった形をとっていくと、最終的には工事価格は90パーセントに取れんされていくのではないかと思うわけですが、その辺はどのようにお考えになっていますか。

○（建設）庶務課長

工事の単価につきましては、地理的な状況もありまして、業者の手間がどのぐらいかかるかという部分によっても価格が上下することもありますので、市からこのようにしてということはもちろん言えませんので、昨年4月の時点でも、各町会に申請の案内を差し上げているのですが、そのときにも平均的な額を示させていただいております。そういうものを参考にするとともに、あと町会、自分の町会にある電気店ということもあるのかもしれないですが、二、三社から見積りをとっていただいて安いところに決めるとか、そういう方法もあるかと思っております、そのような形で考えていただければと思っております。

○齋藤（博）委員

要は90パーセントというのは率であって、補助額が決まっている以上、持ち出す単価は町会で考えなさいという考え方で設計されているということを確認して、終わらせていただきます。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○安齋委員

◎保育所の待機児童について

初めに、待機児童に関連して、本日さまざまな質疑がされていますが、聞けば聞くほど疑問に思うところがありますので、整理をさせていただきます。

まず、待機児童の定義について、平成14年度に定義が改正になったということですが、改正の前の定義と改正後の定義について、どこがどのように変わったのか、説明してください。

○（福祉）子育て支援課長

委員がおっしゃいましたように、平成14年度に国から通知が来ております。その中では、希望している保育所のほかにも、通常の交通手段で20分なり30分程度で通える入所可能な保育所があるが、特定の保育所を希望し、待機している場合は待機児童に含めないというような内容でございます。

○安齋委員

その定義の中で、議事録にも載っていましたが、現在、小樽市では待機児童はゼロという判断だと考えているということでよろしいですか。

○（福祉）子育て支援課長

そのように認識しております。

○安齋委員

共産党要求の資料を見ると、旧定義では待機児童が54人となっているのですが、これらは全てほかの保育所に入

所できるのに入所しないで待っているという理解でよろしいのですね。

○（福祉）子育て支援課長

そうした理解で結構であります。

○安斎委員

そこが、どう聞いても理解できないところでございまして、先ほどこの質問の前に少し話をしたときに渡したペーパーがあり、それを読ませていただきますと、現在、小樽市は待機児童がゼロですが、希望する保育所への入所を待つ子供はいるというのは知っています。私の職場にも第1、第2、第3と希望する保育所へ入れなくて遠方から通っている子供がいます。希望する保育所へ入れると、母親の職場や家にも近くて便利なことから転所を今でも希望し続けているそうです。ですが、第1希望の保育所は4月の時点で19人の子供が希望していて、現在、保育所に通っている以上は保育の必要性のパーセンテージが低くて希望する保育所への転所が困難だという状態ですと現場の方から、このような御意見をいただいたのですが、この場合も入所待ちという判断だということでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

これは保育士の意見だと思います。そういった中では、当初の第1希望には、そのときの事情で入所できず第2希望などに回っていただいている部分はあるかだと思います。ただ、いったん入所されていて、それから転所される場合があると思いますけれども、月単位でそういう選考作業を行っていきますので、その時々状況によって入所は決定されるということになってまいります。

○安斎委員

それで、この共産党要求の資料を活用させていただきますけれども、ざっと見ただけでも、定員をオーバーしている状況でして、この定員をどのように決めて、3年ごとにいろいろ改正していくということですが、3年ごとでは少々対応が遅いのではないかとと思うのですが、この点について御意見をお聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

公立の施設については、おっしゃるとおり私も市の関係で進めてまいります。

それから、民間におきましては、各施設において、それぞれ動向を踏まえて定員などを決定して審査していく形であります。それで、3年ごとということ、今までの公立の関係の計画の中でもそういった考え方を基に進めてまいりましたし、そういったものは基本と一定の期間の推移を見てということがやはり必要なものですからそういった考え方をしておりますけれども、やはり保育需要が高まる時ですとか、その時々3年ということには決して縛られないと思っておりますので、それは内容を見ながら考えていかなければならないと思っております。

○安斎委員

保育需要が高まるということですが、資料を見てもいろいろな人の話を聞いても、ゼロから2歳児の部分がかなり多くなっていると。さらにゼロ歳の場合ですと、4月に生まれた子供でも、学年が変わるといった子供でも、生後57日で保育園に入れるということなので、受皿が年明けごろになってしまうと、どこの保育所もいっぱい小さい子供でもう入れなくなってしまうことがあります。ですので、このときにやはり公立保育所としての役割は、臨時的に保育士を増やすなど、そのように対応していかなければいけないと思うのですが、先ほど来、保育士が少ないということを聞きまして、これは一体、どうしてなのかと疑問があります。まず、どのように分析されているか、お聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

近年、特に平成26年度以降、顕著になってきておりますけれども、公立に限らず民間においても、困難な状況が続いている状況でございます。全く応募がないわけではございませんが、年度途中で追加で発生してくる需要にはなかなか追いついていかない状況でございます。そうした中でいろいろ話を聞いていくと、例えば在宅の保育士で

既に子育てしているような方ですと、幼稚園などに預けてから働きたいという要望もあるなど、やはり個人的な家庭の事情というのもあるかと思っております。私どもとしても、できるだけそのようにいろいろな形で対応できるように、そういったものを聞きながら考えていかなければならないと思っております。

○安齋委員

私が聞いた話ですけれども、先ほど例に出した方が21歳の保育士でした。学校を卒業のときに試験を受けたのですが、民間のほうが早く内定が決まるということがあって、学校では内定が早く決まったほうに就職しなさいと言われていたそうです。そうすると、本当は公立に行きたかったけれども、内定の順番によって、民間に行かざるを得なかったという話がありました。公立と民間の保育所の現在の内定や採用試験などは、どのようになっているのか、わかる範囲でお示してください。

○（総務）職員課長

私から公立といいますか、市の保育士の募集の関係で答弁いたしますが、昨年度まではおおむね年明けの募集ということで行っておりました。これは以前、秋ころに試験を行っていたのですけれども、合格者を出しても、ほかの自治体や民間企業に行って辞退される方が多数出ましたので、それでしばらくの間、年明けに試験を行っていた状況になっています。

ただ、ここ数年、冬の試験実施で応募者数が少ない状況がありまして、今年度の試験については一般事務と同じ時期、筆記試験であれば9月、その後の面接で11月ということで試験を実施しております。

○安齋委員

時と場合によっていろいろ工夫をされているということでしょうから、ほかの原因があるのも事実だと思います。私もその点については、これからいろいろな方の話を聞いて、より保育士を雇用できて、さらに子育て支援が強化できるような体制をつくっていきたいと思います。

ただ、この待機児童の関係は、何とも理解しがたいところでございますので、今後勉強させていただいて、市長の新公約にも子育て、保育環境整備というところもありますから、少しでも今の子供たちが安心して育つような環境をつくりたいと思いますし、子育て世代としては、隣に札幌市があったりなどいろいろ選び放題なので、少しでも悪いとすぐに転居してしまうというところがあります。ですので、年度の切替えでありますけれども、その都度いろいろ改正できるような柔軟な対応ができる体制をとってほしいと思います。これは要望として受け止めてください。よろしく願いいたします。

◎ふれあいパスについて

次に、ふれあいパスについて数点に絞って質問をさせていただきます。

まず、平成26年4月から利用状況調査を実施しているとのこと。私としては、なぜ今までやっていなかったのかという疑問は過去のことなので置いておきまして、こういった利用状況調査をして、今の小樽市内にどういうニーズがあって、どういうところにサービスをしていけばいいのかということを図るためには、大変いいことだと思っております。

まず、その目的と今後の使い方をどのように考えているのかお聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

ふれあいパスの利用状況調査ですけれども、委員も御存じのとおり平成26年度からふれあいパス利用者の負担、それから市の負担割合を変えたわけですが、市の負担額が10円増えたことで約2,000万円の増額になっていますが、現在の市の財政状況から、このような措置が続くのは非常に困難であるといった観点もありまして利用実態、状況を把握する、これがまず一つの目的でございます。

それから、今の財政条件に見合った負担のあり方、こういったものを検討しなければなりませんけれども、この基礎資料とすると、これが使い道ということで考えております。

○安齋委員

市としては、新年度予算でいけば 1 億 6,000 万円ほどとなっていて、この財政状況の中で、こうやって単費で 1 億円超えの予算をつけるというところは、なかなか小樽市としては珍しいというか、頑張っているところだとは思いますが、やはりそれに対して不用額も結構毎年出ている状況があると思います。まず、過去 3 年分の予算額と不用額と、もしわかれば不用額が出た要因もお聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

まず、3 年間ですけれども、平成 23 年度で申しますと、1 億 5,630 万円の予算に対しまして不用額が 830 万円ほどになっております。それから 24 年度で申しますと、1 億 5,100 万円の予算に対しまして 516 万円ほど、それから 25 年度で申しますと 1 億 4,800 万円の予算に対しまして 583 万円ほどとなっています。不用額が出た理由ですけれども、当初見込んでいたよりも利用が少なかったことが理由でございます。

○安齋委員

まさにそのとおりで見込んだ額よりも少なかった。少ないと言われるよりは多いと言われたほうがいいと思うのですが、ただ市民感情としては使えるものは使ってやろうという意識もありまして、私も高校生のころアルバイトをしていましたが、定期券を買っているので交通費は自分で払っていませんでした。しかし、交通費が出ると言われ、6,000 円が交通費として上乗せされ、もうかったという感覚でいました。そういった感覚ではないと思うのですが、やはり使えるだけ使うという意識になってしまうと、ヘビーユーザーといいますか、本当は高齢者が元気に外に出て生き生きとしたまちをつくるための補助的なものですが、そうではないところで、例えば仕事に行くなどで使ってしまったり、例えばですけれどもね、そういったことも考えられる可能性もありますので、こういった利用状況調査は大変必要だと思いますし、3 月 31 日までですから今後、調査結果が出てくるとは思いますけれども、私としては今回この 3 点に絞って質問をさせてもらうのですが、今の財政状況が続いていく中で、毎年 1 億 5,000 万円程度の予算が生まれ、さらに今後、燃料の高騰などがあると、また市の支出が増えてしまう、そういった中で若者が減り税収も減っているのに、一体どうやってそれを保っていけばいいのかと考えているところです。

ですので、不用額が出ている分とか、あとは本当に必要な方に対して半額補助ではなくもっとサービスできるようにするとか、そういったところを考えていく必要が出てきている時期だと思っております。ですので、3 月 31 日以降になると思うのですが、例えば所得制限をするとか、本当に必要な方に対しては一部ではなくて全額補助をするとか、そういったいろいろなことを考えて、この利用状況調査を受けて方針を決めていただきたいと思います。これについて一言いただいて終わりたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

ただいま安齋委員から所得制限等の導入について、またいろいろな御提案がありましたけれども、まずは、この 3 月まで利用状況調査が続きますので、この結果を踏まえまして、先ほども申しましたが、どのような負担が適切なのか、こういったことも考えていきたいと考えております。

○安齋委員

◎おたるドリームビーチのガードレールについて

続きまして、おたるドリームビーチのガードレールについてです。

昨年の痛ましい事件があって、市長がいろいろと動いてくださったり、担当部局が動いて一番いい方法はどれかと考えた結果、まずはガードレールを設置して、多少そういう運転があったとしてもガードレールで防ごうという暫定といいますか、措置としては、第 1 次的に防ぐ方法としてはよかったと思うところがございます。要は、飲酒運転しないで普通に運転していればいいことなので、意識の問題であるとは思いますが、そのような意識のない人間に対して税金でこういったガードレールをつくらなければいけないこの世の中が私はおかしいと考えています。ただ、ガードレールを設置するに当たって、入札の方法をどうしてこのような形にしたのかという疑問が

ありました。材料と設置工事を分離で発注契約するという形になっていると思うのですが、まずは、どうしてそのような形にしたのかお聞かせください。

○（建設）建設事業課長

通常は工事請負契約が締結された後に、その請負業者が工事資材を手配するということから、資材の種類や数量によっては、納期に相当程度の期間を要することもありまして、すぐに工事に着手できない場合がございます。今回の工事は、できるだけ早く完成させたいと考えておりまして、資材を支給品として扱い、事前手配することで、工事業者の入札手続期間と同時に進めることができるので、早期の工事着手に資する手法として、今回は工事費と材料費を分離して予算を組み立てたところでございます。

○安齋委員

おたるドリームビーチは海開きが早いものですから、そういった対応でなるべく早くに設置するという方針は理解できるものでございます。

ただ、ある業者から、分離発注だとなかなか設置工事が大変で、できれば材料と設置工事を一緒に発注したほうが市内業者にとってはいいという話を聞きました。というのは、小樽市内のいろいろな建設工事の中で利益を出すというわけではないですけれども、きちんと仕事ができるものや赤字でもやらなければいけないものもあるという話も聞いておりますので、そういったところはやはり小樽市の仕事は小樽でやってもらうことが一番理想的ではございますので、そういったところをしっかりと調査分析されているのかどうか、お聞かせください。

○（建設）建設事業課長

基本的に我々の工事発注につきましては、通常使っています積算基準によりまして必要な部分の人工ですとか、材料費ですとか、経費も含めまして発注してございますので、特にそれを除いたからといいまして請け負えないような工事にはならないと思っておりますけれども、通常のガードレール設置の形と規模が大きいですから、若干違うのかもしれませんが、その辺につきましては、そういったことのないように慎重にといたしますか、きちんとした形で発注を進めていきたいと思っております。

○安齋委員

昨年も落札しないで発注が遅れた事業もあるものですから、そういったところは慎重に精査して進めていただきたいと思っておりますし、また今後そういったことがないように私も落札の状況とか市内業者の状況などを見て何かあればお伝えできればと思っております。

最後に、今は、ガードレールの設置工事の部分だけに特化して話しましたが、冒頭に話しましたように、本来であれば運転者のマナーの問題でありまして、小樽市が皆さんからいただいた税金で早急にこのように対応しなければいけない状況が出てくること自体が、少々ナンセンスだと思っております。できればドリームビーチではなく、市内のまだガードレールや歩道がない道路とか子供たちが通る通学路の部分など、そういったところに金をかけてあげたいと私としては思っているところでございますし、意識啓発だけで済ませられれば一番いいと思っております。

これについては私の考えを述べさせていただきまして終わりたいと思っておりますが、この工事を機に今後、市内各所の道路管理を安全にできるように進めていっていただきたいと思っております。

◎小樽市職員の居住地について

最後に、小樽市の職員の居住地についてですけれども、何日か前に北海道新聞で大きく取り上げられたわけですが、議員にならせてもらった 4 年間で一番多く言われたのは、小樽市の職員なのに何で札幌市に住んでいる人が多いのだという声でした。これは市民の方にそのように根強く意識づいてしまっている問題ですので、私もそれを言われるたびに、実はそんなに多くないのだよという説明もしてきましたが、私が出会える市民の数も少ないかもしれないので、まだまだ根強くあるように思います。今回の新聞報道が出て、いい啓発だと、ありがとうございますと思うのですが、その記事が中のほうになっているので、読み飛ばしてしまうのです。それで新聞に出た

後も、ああ、そうなのだねという声がなかなかなくて、やはりまだ多いという意識で私に言ってくる市民の方が多く、やはりこれは何かしらの手だてを打っていかねばいけないと思うのです。そこで道新には質問しませんが、新聞記事には、小樽市は職員数951人のうち76人で8.0パーセントという数字が出ていたのですけれども、私の考えでは職員はもう少し多いはずだと思っているのですが、どのような数字を発表されたのかお聞かせいただきたいと思えます。

○（総務）職員課長

報道機関から依頼された数字については、職種で依頼されておりまして、全職員から病院、保健関係者、消防吏員、あと教育関係の例えば教員の方ですね、本市であれば指導主事などそういう職種を除いた職員数でという調査でありましたので、それでお答えしております。

○安齋委員

それらの数字も抜かしていただいてよかったと思うのは、やはり医療職の方ですと、やむを得なく市外から通うという方もいらっしゃるから、今、医師確保をしていかねばいけないのに、そういったところも厳しく規定してしまうと、できないわけではないですが、そういったところを言われてしまうと、なかなか医師も来てくれないので、こういったところはよかったと感じているところです。

ただ、新規採用の部分で、他都市もいろいろ苦慮しているということですが、小樽市としてはこれまで新規採用のうち、どれぐらいが市外に居住していて、どのように市内に住んでくださいという呼びかけをしているのか、お聞かせください。

○（総務）職員課長

市の採用者のうち何人が市外に居住されているかという質問ですが、過去5年間の数字でお答えします。

ただし、この数字は採用された時点での居住地ではなく、今月の1日現在でどこに住んでいるかという形になります。

まず、平成22年度の採用者ですが、採用者数20名のうち4名が市外居住になっています。23年度は29名中4名、24年度は37名中1名、そして25年度は34名中1名、26年度については45名中4名となっています。新規採用者の関係で、対策といいますか市内居住の方策についてですが、本市では22年度から職員採用試験の募集要領において、「小樽市では歴史と伝統のある本市のまちづくりに積極的にチャレンジする職員を求めています。そのため市民の目線に立ち、市民ニーズの的確な把握を基にした施策が必要となることから職員の市内居住を基本としています。この考えに共感を持ち、採用時まで小樽市内に居住できる方の応募をお待ちしております」と応募要領に記載させていただいております。そのほか、採用試験ですと、現在、事務であれば1次試験が筆記試験で、その後、集団討論があって、その後、個人面接ということになるのですが、個人面接の際に、面接官から一人一人に直接市内居住の意向について確認させていただいております。

○安齋委員

居住の部分については憲法で規定されていますから、なかなか規制できるものではないですが、お願いベースでそのようにやっていて、過去5年間伺いましたけれども、だんだんと住んでくれる人も増えてきていますし、採用以降、何らかの事象で札幌とは言わないですが、市外に移らなければいけなくなったということも理解はできます。ただし、市民には市外にたくさん住んでいるという意識が相当強いものですから、この8パーセントが多いか少ないかは個人的な感覚になってしまうのですが、私としてはそんな多いという数字ではないと理解しています。ただ、それをどのように知らせるかというところがなかなか難しいと思うのですが、ぜひとも、こういった状況を知らせる何らかの方法を考えていただきたいと思います。これについていかがでしょうか。

○（総務）職員課長

実態の周知についてですが、現在は、広報やホームページなどに、法で決められたり、条例で決められた

給与の情報や職員数の情報など掲載させていただいておりますので、今後の検討になるかと思えますけれども、何か方策があれば、また機会があれば、周知といいますか現状についてお知らせしたいと思います。

○安齋委員

これまで市民の公務員に対する厳しい目線をとても多く感じていますが、少しまちを出ていろいろな行事やイベントに参加すると、そこにかかわってくれている職員、頑張ってくれている職員が結構いるように感じています。この前、市長もお見えになった若者によるスポーツイベントがあったときも、サッカー協会として活躍されている部長が交通費支給のときにすごく頑張ってくれていましたし、いろいろな面で市の職員が頑張っていると、市内にいて市内で頑張ってくれていますので、そういったところを市の職員も、もう少しうまくアピールできるようにしたいと思いますし、市長はずっと市民の協働を掲げてこれまでやってこられたと思います。やはり市民の協働というのは、互いが理解して協力し合わないといけないことですから、もっとまちに参加、最大限参加してくれている方もいらっしゃると思いますが、そういうところをもっと市民と互いに協力し合って、手を取り合って、このまちの発展のためにお互いに尽力していくべきだと思っております。

○委員長

一新小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。